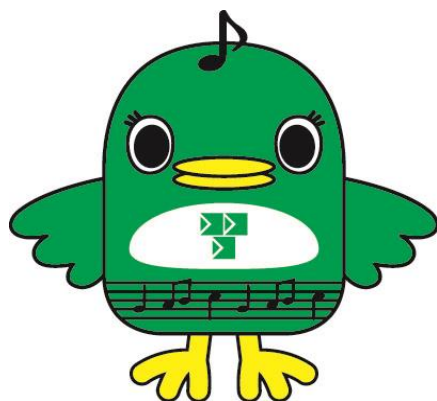


習志野市第2次男女共同参画基本計画 (改訂版) (案)

計画期間：平成29～31年度



平成29年 月
習志野市



目次

第1章 計画の改訂にあたって

I	計画の概要	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	改定の基本方針	3
II	社会情勢の分析 ～習志野市の現状を踏まえて～	
1	少子化の進行	6
2	高齢化の進行	7
3	家族形態の変化	9
4	雇用情勢をめぐる変化	10
5	D V相談件数の推移	12

第2章 計画の基本的考え方

I	計画の将来像	13
II	基本理念	14
III	基本目標	14
IV	計画の体系	16
V	評価のあり方	
1	市民や関係者等を交えた協働による取り組みの推進	18
2	対話を通じ、優れた取り組みを生み出す「未来志向の評価」	19
3	上位の目標に対する達成状況を把握する指標の導入	19
VI	指標一覧	
1	成果目標（アウトカム）とその指標	20
2	参考指標	23
3	管理指標	25



第3章 具体的施策

基本目標Ⅰ 人権の尊重

課題1	性による差別と人権侵害のない社会づくり	27
課題2	女性と男性の間に生じる暴力（DV）の防止と対応	29
課題3	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	32
課題4	男女平等の意識づくり	34

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

課題1	政策・方針決定における女性の参画	36
課題2	まちづくりにおける男女共同参画	39
課題3	国際的視野に立った男女共同参画の推進	40

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

課題1	働く場における男女平等の推進	41
課題2	互いに担い合う家庭・地域生活	45

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

課題1	性差に配慮した健康への推進	48
課題2	高齢者・障がい者の男女共同参画の推進	49

基本目標Ⅴ 協働による効果的な施策の推進

課題1	市民と行政による連携の強化	50
課題2	計画推進体制の強化	51

女性活躍推進法に基づく事業一覧	53
-----------------	----

新規事業一覧	56
--------	----

第1章

◆計画の改訂にあたって

- I 計画の概要
- II 社会情勢の分析
～習志野市の現状を踏まえて～



I 計画の概要

1 計画の趣旨

平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会基本法が施行され、男性も女性も個性を生かしつつ、自らの意思に基づいて、あらゆる分野に対等な構成員として参画する男女共同参画の取り組みが一斉に進められました。同法では男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等、男女の人権の尊重を明示しており、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

世界的に不安定な経済情勢の中、特に日本は世界に類をみない少子超高齢社会に突入し、深刻な労働力人口の不足や、年金をはじめとする社会保障の破たん危機に追い込まれつつあります。男性の長時間労働や、就労していた6割の女性たちが¹第1子出産後に離職するなど、これらの問題は少子化の原因や女性のキャリア形成並びに男性の家庭参画等を阻む要因になっています。

男女共同参画をめぐるこれらの社会問題は多様化、複雑化しており、すぐに結果が表れる有効な手段はありませんが、性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、多様な個性や価値観を尊重し、潜在能力を引き出していく取り組みを忍耐強く、継続的に取り組む必要があります。

国は平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）を制定し、「働く場面で活躍したい」という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、数値目標を盛り込んだ市町村推進計画の策定・公表や、女性の活躍推進の状況や職業選択に資する情報の公表を国、地方公共団体や301人以上の従業員のいる民間企業に義務付けました。さらに国は平成28年6月に、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指すため「一億総活躍プラン」を策定し、一人ひとりが家庭、地域、職場で自分の力を発揮し、生きがいの持てる社会に向けた取り組みを推進しています。

一人ひとりの違いを認め合い、誰もがその人らしく輝いて活躍できる社会、すなわち多様性（ダイバーシティ）による活力こそが少子超高齢社会を克服し、一億総活躍社会を支えていきます。

本市では、これまでの取り組みの成果を検証しつつ、本市の総合的かつ計画的なまちづくりの方向を示す「習志野市基本構想」、「習志野市基本計画」や、平成27年10月に策定された「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を鑑みつつ、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえながら新たに女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を包含する「習志野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定するものです。

¹ 「平成28年度版 男女共同参画白書（内閣府）」3ページによる。

2 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法第14条の3に基づく市町村基本計画として、また習志野市男女共同参画推進条例第3条に基づき、男女が互いの平等、人権を尊重し、責任を分担し合って個性と能力を充分に発揮する男女共同参画社会の実現に向けた基本的な計画とします。

なお、平成26年3月に策定した「習志野市第2次男女共同参画基本計画（平成26年度～31年度）」の基本理念、基本目標等を踏襲し、近年の社会情勢並びに国や千葉県の動向を踏まえながら、新たな視点や取り組みを反映した「改訂版」です。

(2) 平成26年にスタートした本市の総合的かつ計画的なまちづくりの方向を示す「習志野市基本構想（平成26～37年）」、「習志野市前期基本計画（平成26～31年）」との整合性を図るとともに、前期基本計画を加速化させる「習志野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を考慮し、策定しています。

(3) 国の第4次男女共同参画基本計画並びに千葉県第3次男女共同参画基本計画を考慮するとともに、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画や、新たに平成28年に施行された女性活躍推進法第6条に基づく市町村推進計画を併せた計画としています。

年 度		平成 26 年度以前	26	27	28	29	30	31
習志野市	基本計画等 長期計画・	習志野市基本構想	習志野市基本構想(平成 26 年 4 月～38 年 3 月)					
		習志野市基本計画	習志野市前期基本計画(平成 26 年～31 年度)					
	男女共同参画施策	習志野市男女共同参画推進条例(平成 16 年 7 月制定)						
		習志野市女性プラン他 (平成 6 年 3 月制定～)	習志野市第 2 次男女共同参画基本計画 (平成 26～31 年度)					

3 計画の期間

本計画は、平成26年3月に策定した「習志野市第2次男女共同参画基本計画」の改訂版のため、平成29～31年度を計画期間とします。

計画名 \ 年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
習志野市女性プラン																										
習志野市男女共同参画プラン																										
習志野市男女共同参画基本計画																										
習志野市第2次男女共同参画基本計画																										
習志野市第2次男女共同参画基本計画(改訂版)																										

4 改訂の基本方針

本計画は、性別の違いにかかわらず、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに立脚していますが、多様性（ダイバーシティ）の観点から、これまで能力が発揮されにくかった女性の価値観、潜在力を重視し、その可能性を生かす取り組みを推進します。

また一般社会における「男性/女性」という認識では括れない、多様な性のあり方を尊重する必要性が叫ばれていますが、性別に違和感を抱える方々の人権が十分に尊重されているとは言いがたい状況があります。このことから、これまでの性別に関する概念ではとらえきれない方々に対する理解を促す取り組みを充実していきます。

さらに、幅広い領域においてたくさんの人が関わるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みは、市民等との対話を交え、様々な考え方、捉え方及び価値観等を共有しながら、新たなアイデアや思考を深め、よりよい取り組みを創造する協働型の評価のしくみを導入するものとします。

（１）女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を一体化

女性活躍推進法の目的である「自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されること」をねらいとし、働く場面において女性の力が発揮されるとともに、様々な状況に置かれた人の潜在力が発揮できるようにすることが大切です。

社会情勢の変化も考慮し、長時間労働の是正、女性をはじめとする多様な人材の活躍推進、意欲的に働く人たちのネットワーク形成、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、意思決定に関わる女性の積極的登用並びにこれらの課題に意欲的に取り組む事業所へのインセンティブ（優遇）の付与等を盛り込みました。

（２）近年の社会情勢の変化等を踏まえた取り組みの反映

長い間、社会では「性には『男性』と『女性』しかない」というように固定的に考えられてきました。単純に生物学的、身体的特徴だけで人間を二つに分け、これに当てはまらない人

の存在を排除する考え方は、これまでの性別の概念に当てはまらない人の人間性を否定し、苦しめることとなります。異性を愛する人だけでなく、同性愛や両性愛もいるということが社会の中で広く認められていくことが大切です。本計画では多様な性のあり方及び生き方を尊重する観点から、LGBT^{※2}に対する取り組みを盛り込みました。

※2 LGBT

女性同性愛者を指す Lesbian(レズビアン)の頭文字の「L」、男性同性愛者を指す Gay(ゲイ)の頭文字の「G」、両性に惹かれる人を指す Bisexual(バイセクシャル)の頭文字の「B」、生まれたときの性と一致する場合もあれば、一致しない場合もあるが、一致しない場合を Transgender(トランスジェンダー)の頭文字の「T」を総称して、LGBTと言います。

これに対して、人の恋愛感情や性的関心がいずれの性別に向かうかの指向(異性に向かうことを「異性愛」、同性に向かうことを「同性愛」、男女両方に向かう「両性愛」等の多様性があります)を「性的指向(Sexual Orientation)」、自分がどの性別であるかという認識(この認識が自分の「身体の性」と一致している人や、一致しない人もいます)を「性自認(Gender Identity)」と言います。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるために正常と思われず、場合によっては職場を追われたり、不登校等に陥る場合もあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当であるという認識が広がっていますが、根強い偏見や差別は解消しません。

近年、全ての人の性的指向、性自認という「状態」や「特性」に関連する課題解決を広く求める観点で、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字を取った「SOGI」という定義もあります。

(出典)

- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」 文部科学省(平成28年4月1日)
- ・「性的指向及び性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう」(法務省ホームページ 平成28年10月27日現在)

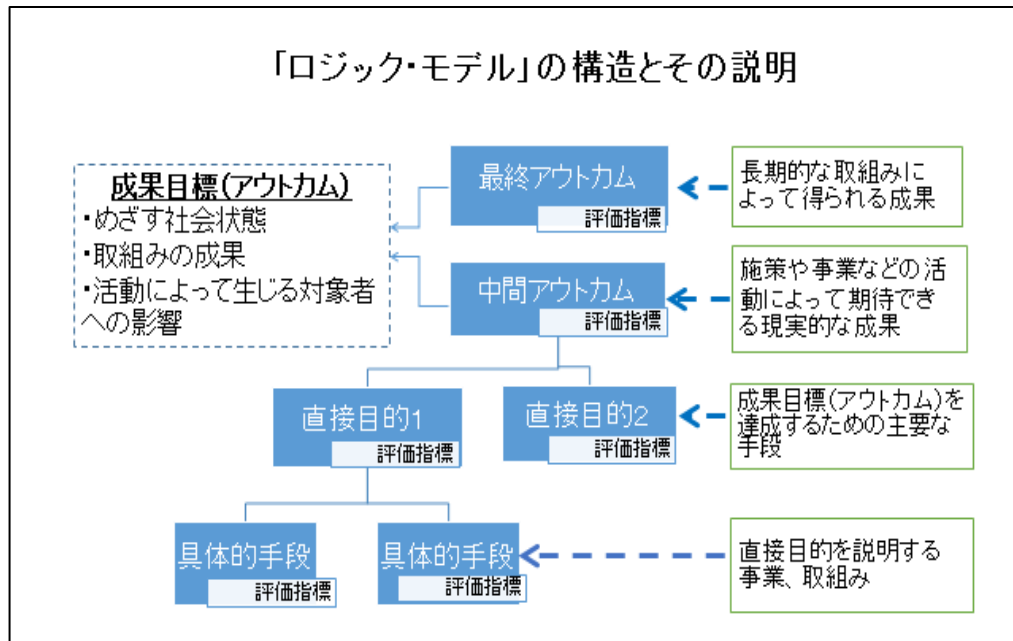
(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する市民協働による取り組みの強化

男女共同参画社会の実現において、大きな影響力のある取り組みの一つにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が挙げられます。仕事と子育て・介護の両立に関する制度が充実し、安心して働くことができること、並びにやりがいと働きがいを持って働ける職場環境を整えるには、職場・家庭・地域社会等、あらゆる領域で活躍する男女の固定的な役割分担意識を変えることが求められます。これには市民や関係者の意見を踏まえ、協働で、より実効性を高めていく取り組みをタイムリーに創出していく必要があります。

そこで、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する取り組みは、市民や関係者と協働で、誰もが理解でき、共有できるような成果目標(アウトカム)を定め、個々の取り組みと成果目標(アウトカム)までの道筋を見える化した「ロジック・モデル^{※3}」を策定しました。ロジック・モデルを基にして市民や関係者とともに、より効果的で多様なアイデアを出し合ったり、適宜、成果目標(アウトカム)に対する達成度を調査するなどして、着実に取り組みを進めていきます。

※3 ロジック・モデル (Logic model)

目指す成果目標（アウトカム）を具体的に定め、それを実現するための取り組みとの関係を論理的に整理した体系図です。ロジック・モデルは成果目標（アウトカム）に向けて、社会の変化等に応じ、随時、迅速に効果的な取り組みを検討したり、見直す際に活用します。また、成果目標（アウトカム）は抽象的な書き方ではなく、具体的なので、誰もが理解でき、共有しやすいので、様々な協力者との役割分担がしやすくなります。多様な協力者とともに協働で取り組みを進める「作戦書」「アクション・プラン」のような働きを果たします。



（４）計画の推進状況を評価し、より良い取り組みを創出する「評価」のあり方

個々の取り組みは上位の理念や目標に照らし合わせて、柔軟に取り組みを変更したり、スピーディに修正していくことが大切です。また計画の推進状況を評価する場合、どの程度目標に近づいているか、またより良い方向に向けて個々の取り組みをどのように進め、改善したのかということ、誰もがわかるように公表していくことも必要です。

このため取り組みの実績を「事後的」に評価するだけでなく、市民、関係者等も交えながら各分野の基本目標等の達成に向けて、方向性を確認しあい、対話を交えて協働で取り組みを見直していく評価のしくみを取り入れます。

また、これまでの「活動や取り組みの結果を説明する実績値の目標（管理指標）」に加えて、目指すべき社会の実現に向けて目的を明確にした「成果目標（アウトカム）」や、本市における男女共同参画の進捗状況を把握できる「参考指標」を導入し、複眼的且つ客観的な視点から、協働の担い手である市民や関係者とともに取り組みの見直しを進め、効果的な方法を持続的に模索しながら上位の目標の達成を目指していきます。

Ⅱ

社会情勢の分析 ～習志野市の現状を踏まえて～

1 少子化の進行

平成27年（2015年）の日本全体の合計特殊出生率^{※4}は1.45となっており、この10年間で最も高くなっていますが、人口を維持するために必要とされる2.08より下回っています。

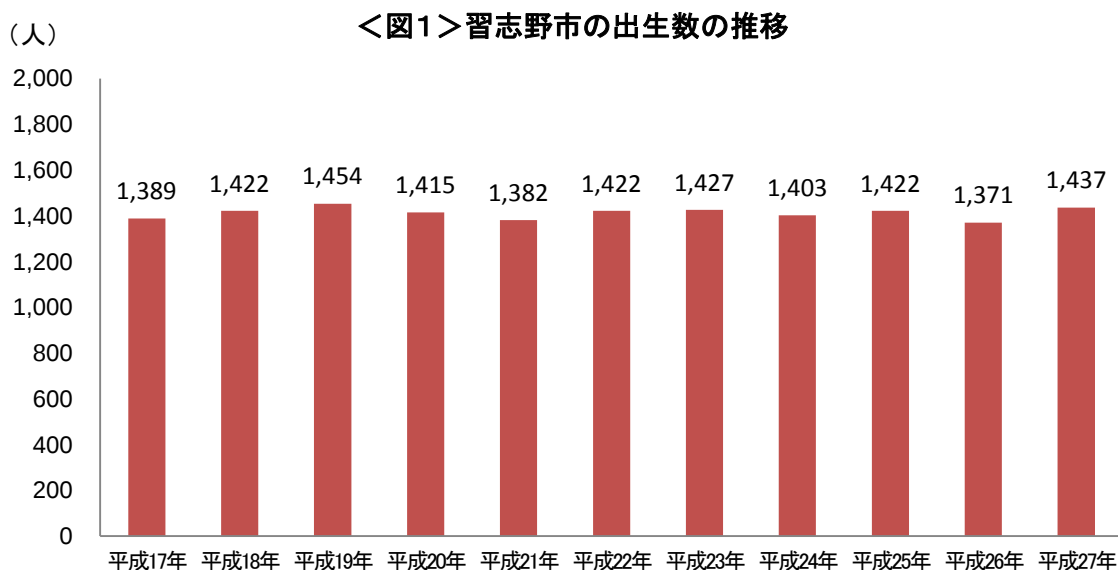
習志野市の近年の合計特殊出生率は微増傾向にあり、平成27年（2015年）では1.38となっています。一方、出生数は横ばいの状況が続いており、今後も少子化が進行することが予測されます。

少子化の原因としては、非婚化や晩婚化・晩産化の進行、若い世代の所得の伸び悩みなどが挙げられています。その背景には、ライフスタイルの多様化や高学歴化による結婚・出産等に対する価値観の変化、子育てに対する経済的・精神的負担感の増大、家庭や地域での子育て力の低下等があります。

特に働く女性にとっては、出産・育児と仕事の両立が大きな課題であり、出産・育児と仕事の両立が可能となるように、子育て期において育児や仕事の負担軽減を図るため、家族の理解・協力はもちろんのこと、保育所等の拡充、育児休業の取得促進及び勤務時間の短縮等、社会全体で支援する仕組みを構築する必要があります。

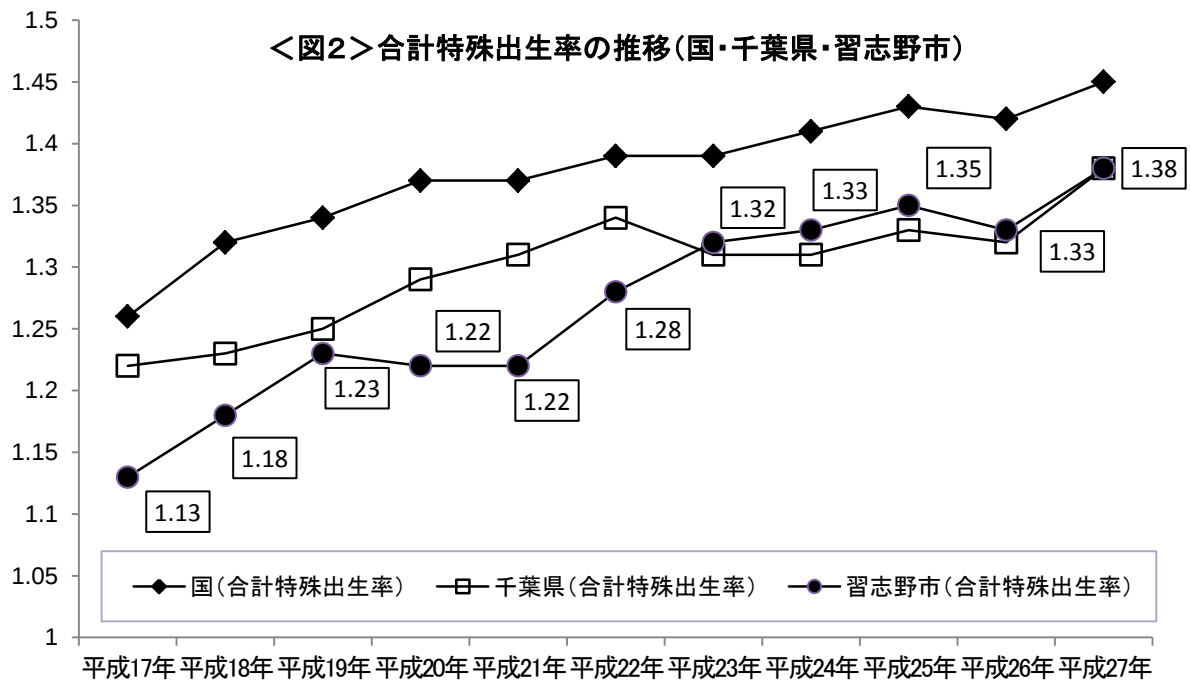
※4 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に平均して何人の子を産むかを示す数値。出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、その年齢別出生率を合計し、女性が仮にその年齢別出生率のとおりに子どもを産んだ場合の平均出産数を計算したもの。この率が2.08を下回ると将来、長期的には人口が減少する計算になります。なお、女性の人口そのものが減少しているため、近年では出生率は上昇しているものの、出生数は減少するという現象が起きています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

**＜表1＞ 合計特殊出生率の推移(国・千葉県・習志野市)**

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45
千葉県	1.2	1.22	1.22	1.23	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38
習志野市	1.11	1.20	1.13	1.18	1.23	1.22	1.22	1.28	1.32	1.33	1.35	1.33	1.38

資料：厚生労働省「人口動態統計」

千葉県衛生統計年報「合計特殊出生率」

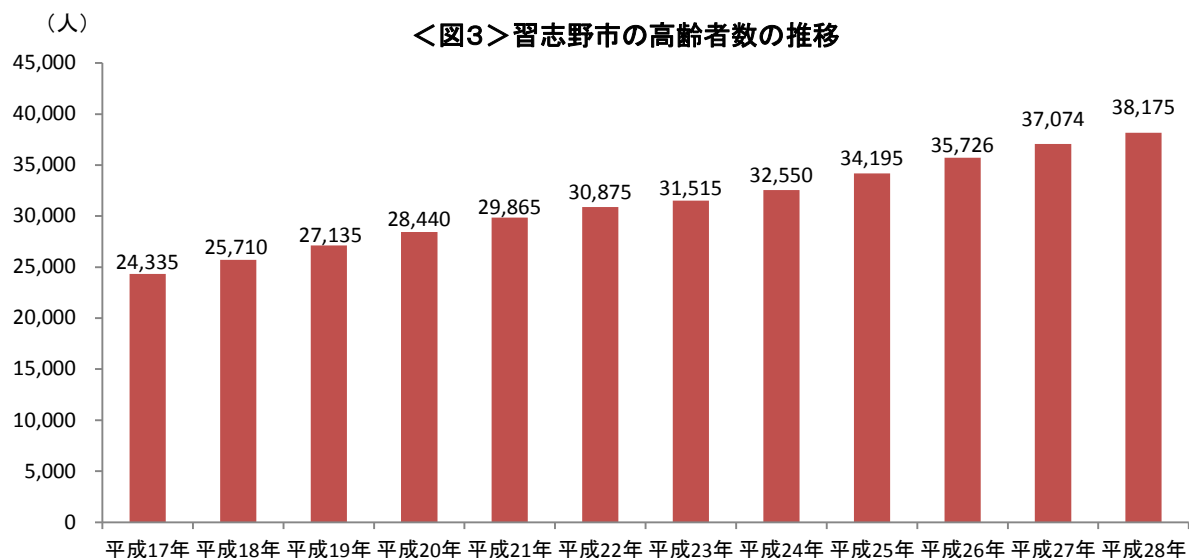
2 高齢化の進行

近年の習志野市の高齢化率^{※5}は上昇を続けており、平成28年(2016年)では22.5%で、市民のおよそ5人に1人は高齢者となっている状況です。また、高齢者数も増加を続けており、平成28年(2016年)では38,175人となっており、10年前と比較すると1万人以上増加しています。国や県は、習志野市よりもさらに高齢化率が高く、今後はますます高齢化が進行すると考えられます。

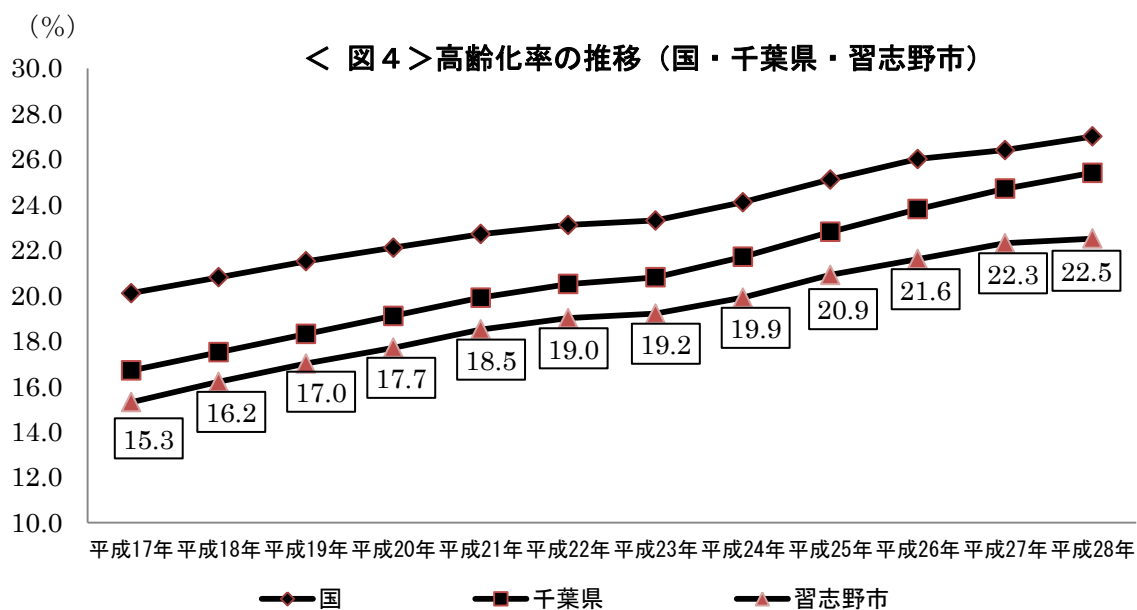
さらに、晩婚化・晩産化による出産年齢が高齢化していること、現実的に親の高齢化などにより、子育てと親の介護が同時に発生する家庭が増加することも予測されます。そのため、介護、育児、就労等の多様な問題に対して男女がともに支え合い、また、地域全体で助け合う社会の実現が求められます。

※5 高齢化率

総人口に占める高齢者数(65歳以上)の割合のことをいいます。



資料：千葉県総合企画部統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」各年4月1日現在
総務省統計局「人口推計」



＜表2＞ 高齢化率の推移（国・千葉県・習志野市）

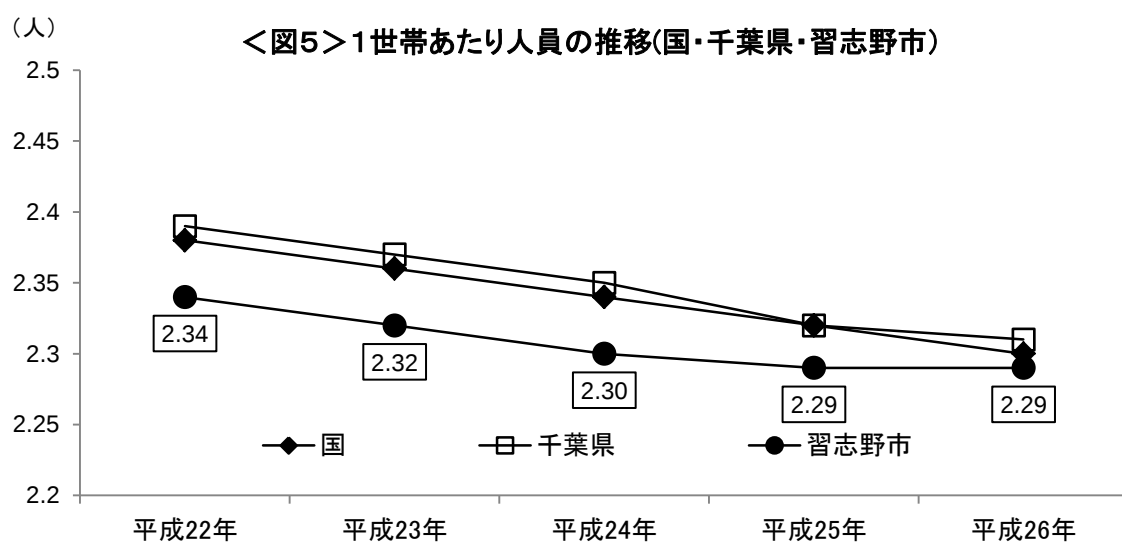
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
国	20.1	20.8	21.5	22.1	22.7	23.1	23.3	24.1	25.1	26.0	26.4	27.0
千葉県	16.7	17.5	18.3	19.1	19.9	20.5	20.8	21.7	22.8	23.8	24.7	25.4
習志野市	15.3	16.2	17.0	17.7	18.5	19.0	19.2	19.9	20.9	21.6	22.3	22.5

資料：千葉県総合企画部統計課「千葉県年齢別・町丁字別人口」各年4月1日現在
総務省統計局「人口推計」

3 家族形態の変化

住民基本台帳人口による1世帯あたり人員の推移をみると、習志野市の1世帯あたり的人数は年々減少し、平成27年（2015年）では2.29人となっており、全国平均の2.30人、千葉県の2.31人をやや下回っています。その原因としては単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化（夫婦や親子のみの世帯の増加）の進行等が挙げられます。

少子高齢化や非婚化・晩婚化等の進行が進む中で、多様化する個人の価値観や生活実態等を踏まえながら、個々のニーズに即した取り組みを進めていく必要があります。



＜表3＞1世帯あたり人員の推移（国・千葉県・習志野市）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
国	2.38	2.36	2.34	2.32	2.30
千葉県	2.39	2.37	2.35	2.32	2.31
習志野市	2.34	2.32	2.30	2.29	2.29

資料：総務省「住民基本台帳・世帯数」（各年3月31日現在）

4 雇用情勢をめぐる変化

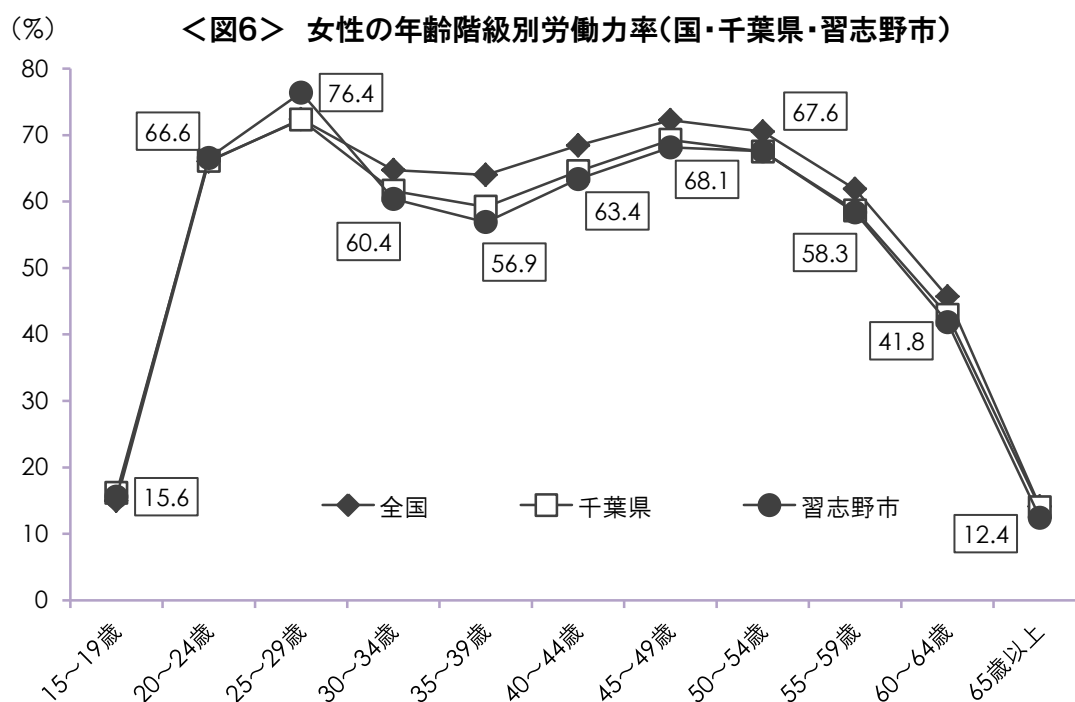
労働基準法や育児・介護休業法等の改正をはじめとして、就業をめぐる環境整備や家庭と仕事の両立を可能にする取り組みが推進されてきました。

しかし、女性の年齢階級別労働力率は、全国、県、そして習志野市でも、出産・子育て期にあたる30代で大きく低下する、M字型曲線^{※6}を描く傾向が続いています。

このM字型雇用形態は男女の意識の変化や環境整備などにより、少しずつM字の谷が浅くなっていますが、女性が「仕事か家庭か」という選択を迫られている状況にあることを示しています。男女がともに多様な職域の中で能力を発揮していくためには、働きながら出産や子育て等ができる制度の整備や、男性が子育てや介護など家庭生活上の責任を積極的に担えることが必要です。

※6 M字型曲線

15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフにすると、30代の前半が谷となり、20代前半と40代後半が山となる曲線になります。これをM字型曲線といいます。結婚、出産を機に退職し、子育てが終わると再就職するライフスタイルをとる女性が多いと、グラフはM字を描きます。

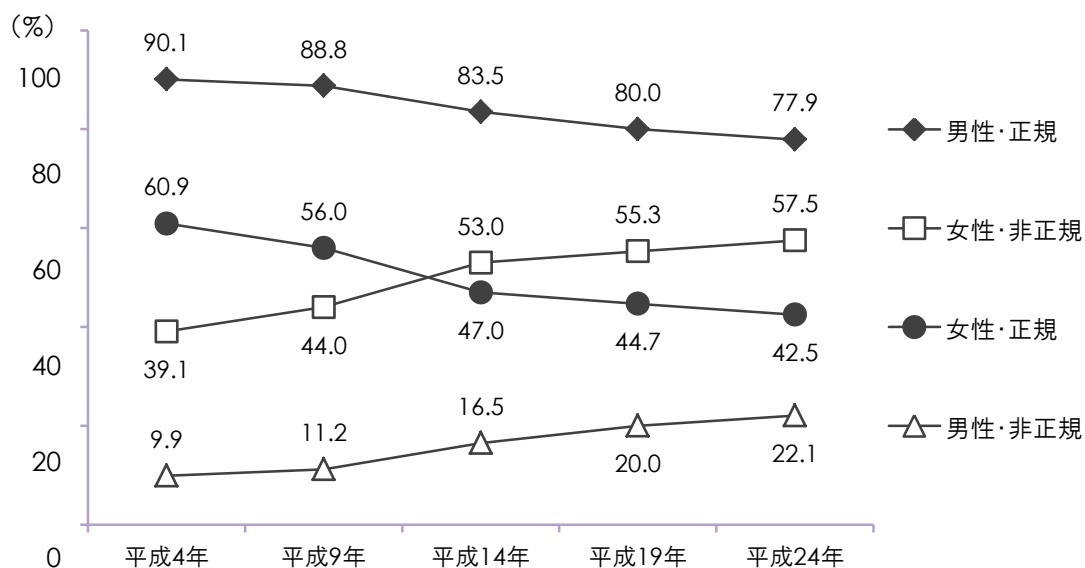


＜表4＞女性の年齢階級別労働力率（国・千葉県・習志野市）

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
全国	14.9	66.0	72.4	64.7	64.0	68.4	72.2	70.5	61.8	45.7	14.1
千葉県	16.1	66.1	72.3	61.6	59.2	64.6	69.3	67.5	58.6	42.9	14.0
習志野市	15.6	66.6	76.4	60.4	56.9	63.4	68.1	67.6	58.3	41.8	12.4

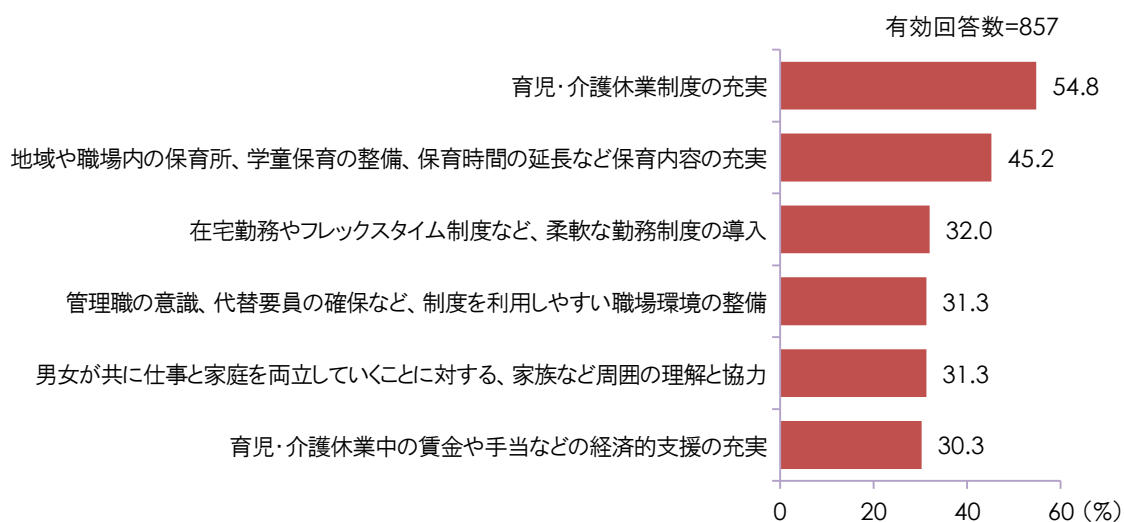
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成22年度）

＜図7＞ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者比率の推移



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（各年10月1日現在）

＜図8＞ 男女が共に働きやすい職場をつくるための環境整備(上位6項目・複数回答)



資料：習志野市男女共同参画に関する意識調査（市民） 平成24年12月

5 DV相談件数の推移

習志野市は、平成9年(1997年)より、専門相談員による「女性の生き方相談」を開始し、DV^{※7}やセクシュアル・ハラスメント^{※8}等の女性の人権に関する相談を実施しています。また随時、DVや虐待等の相談に応じるとともに、適切な相談機関への案内や他部署との連携を図っています。

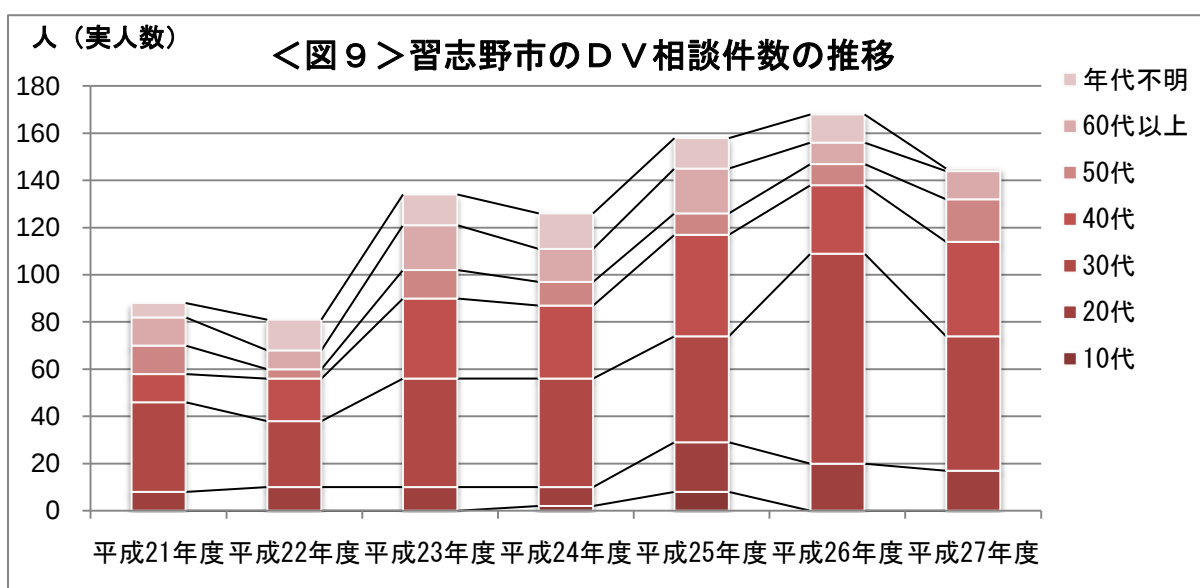
本市におけるDV相談件数は平成23年度から増加傾向にあり、30代～40代の相談者が多くなっています。DVは未然に防ぐことが第一ですが、被害を受けた人の身近な相談窓口として、被害者が安心して生活できるように支援する必要があります。

※7 DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）

配偶者間・パートナー間の暴力をDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害になります。

※8 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

職場等で起きる「性的嫌がらせ」。具体的には「相手側の意に反した性的な性質の言動により、それに対する対応によって仕事を遂行する上での一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と言われ、平成11年4月から施行された男女雇用機会均等法において事業主の雇用管理上の配慮が義務付けられました。



＜表5＞習志野市のDV相談件数の推移

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	年代不明	合計
平成21年度	0	8	38	12	12	12	6	88
平成22年度	0	10	28	18	4	8	13	81
平成23年度	0	10	46	34	12	19	13	134
平成24年度	2	8	46	31	10	14	15	126
平成25年度	8	21	45	43	9	19	13	158
平成26年度	0	20	89	29	9	9	12	168
平成27年度	0	17	57	40	18	12	1	145

資料：習志野市男女共同参画センター

第 2 章

◆ 計画の基本的考え方

- I 計画の将来像
- II 基本理念
- III 基本目標
- IV 計画の体系
- V 評価のあり方
- VI 指標一覧



I

計画の将来像

計画の将来像とは、男女共同参画をめぐる様々な課題を乗り越え、本市のめざすべき方向性を示すものです。

男女が互いの個性を尊重し、未来のために

みんながやさしさでつながる男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法第2条による）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

家庭では…

◆妻も夫も、子育てや介護、家事などを分担し合い、男の子も女の子も家族の一員として家事などに協力し、家族全員が支え合って生活するようになります。

学校では…

◆自分らしさを発揮しながら学校生活を送り、個性や能力が伸び伸びと育れます。
◆社会で活躍できる人材が育ち、進路選択では個人の個性や意思が尊重されます。

男女共同参画社会が実現すると…

職場では…

◆仕事の成果や能力が適正に評価され、経営者や管理職として女性たちが活躍します。
◆男性も女性も育児休業や介護休業が取りやすく、仕事と生活の調和を図りながら働き続けられる環境が整います。

地域では…

◆男性も女性も地域とのかかわりを大切に考え、主体的に地域活動に参画し、住民相互のコミュニケーションが活発に行われます。

市

男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的・計画的に推進します。

市民

男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。

事業者

男女共同参画の推進に努め、市の施策に協力します。

教育関係者

教育の過程で、基本理念に配慮するように努めます。

Ⅱ 基本理念

習志野市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

1. 人権の尊重
2. あらゆる分野への活動の選択
3. 政策、方針の立案・決定への参画
4. 家庭生活と社会生活の両立
5. 生涯にわたる心身の健康維持

Ⅲ 基本目標

将来像の実現のため、習志野市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念に基づき、次の5つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ 人権の尊重

男女共同参画社会を推進していくためには、男女を問わず個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくして、一人ひとりが能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識^{※9}は、人々の意識、社会の慣習・慣行及び組織の中に存在しています。これは女性のみならず、男性の自由な生き方を阻んでいる状況があるため、男女平等の視点で社会の慣習・慣行、人々の意識等を見直していく必要があります。

また、家庭内や親しい間柄で起きる男女間の暴力は、これまで長い間存在していたにもかかわらず、その発見が困難で潜在化しやすく、深刻化しやすいことが指摘されています。近年、暴力はその対象が男女年齢いずれを問わず、また加害者と被害者がどのような間柄にあっても決して許されないという認識が定着しつつありますが、DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等は依然として多く、犯罪に巻き込まれる人が後を絶ちません。

人権尊重に基づく男女平等意識を確立するために、性による差別と人権侵害のない社会づくりを目指すとともに、家庭・地域・学校・職場等における男女平等教育・学習を推進します。

※9 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は外、女は内」というように、男女の役割を固定してしまう考え方や意識をいいます。こうした考え方や意識が問題とされるのは、女性の就労の増加など、生活基盤が変化しているにもかかわらず、女性の生き方に枠をはめ、その能力の開花の機会を制約するなど女性の行動や生き方を制限してしまうなどの理由によるものです。

基本目標Ⅱ**あらゆる分野への参画と活動**

男女を問わず全ての人が生きがいのある充実した生活を送るには、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できることが必要です。政治や行政をはじめ、企業や団体等の民間分野においても、意思決定の過程における女性の参画は徐々に進んでいますが、充分とは言えない状況が続いています。このような状況の中、国は平成27年8月に女性活躍推進法を制定して、働く場における男女共同参画の実行性を強化しました。

引き続き、事業所や諸団体等において、意思決定過程における女性の参画促進をより一層支援し、男女の働き方、暮らし方の見直しに向けた取り組みを進めるとともに、互いに責任を分かち合いながら、家事、育児、介護等に参画する環境整備や、男女共同参画の視点による防災対策を促進するなど、多様な意見を反映させながら地域の中で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標Ⅲ**家庭生活と社会生活の両立**

急激な少子高齢化が進み、人口減少が見込まれる中、固定的な性別役割分担意識を見直し、多様な働き方や生き方を認め合いながら、一人でも多くの人が「より活躍できる」環境をつくることが重要です。子育て等で就労を断念した女性等の再チャレンジや、働き方を見直して多様な分野で活躍する人材の発掘を進めるなど、地域の魅力や活力を高め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する取り組みを進めます。

また、多様な人材の活躍を支えるため、教育・保育の拡充や、地域における相談支援体制の充実など、仕事と育児、介護等の両立に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標Ⅳ**生涯にわたる心身の健康維持**

男女が生きがいを持ち、生涯を通して心身ともに健康な生活を送ることは極めて重要なことです。（通称）習志野市健康なまちづくり条例（平成25年4月1日施行）や、「心が通うまちづくり条例」（平成28年4月1日施行）の基本理念を踏まえ、男女ともにその健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、年代や個々に応じた情報提供、健康教育、健康相談の充実や、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい生活が送れるよう支援していきます。

基本目標Ⅴ**協働による効果的な施策の推進**

計画を推進するにあたっては、計画の理念や上位の目標を踏まえて、柔軟に取り組みを変更しながら高い成果を上げられるように、改善・改革のしくみをつくりあげることが重要です。

社会情勢等の変化に応じて効果的な取り組みを創出するために、市民や関係者等で連携し、協働で取り組む必要があります。取り組みを推進する関係者ともに「対話」を通じ、持続的によりよい取り組みを創出する未来志向の評価のしくみを導入します。

IV 計画の体系

将来像

基本目標

課題

男女が互いの個性を尊重し

未来のためにみんながやさしさでつながる

男女共同参画社会の実現をめざして

I 人権の尊重

1. 性による差別と人権侵害のない社会づくり
2. 女性と男性の間に生じる暴力（DV）の防止と対応
3. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
4. 男女平等の意識づくり

II あらゆる分野への参画と活動

1. 政策・方針決定における女性の参画
2. まちづくりにおける男女共同参画
3. 国際的視野に立った男女共同参画の推進

III 家庭生活と社会生活の両立

1. 働く場における男女平等の推進
2. 互いに担い合う家庭・地域生活

IV 生涯にわたる心身の健康維持

1. 性差に配慮した健康への推進
2. 高齢者・障がい者の男女共同参画の推進

V 協働による効果的な施策の推進

1. 市民と行政による連携の強化
2. 計画推進体制の強化

施策の方向

①人権侵害のない環境の醸成	②メディアのあり方や制度・慣行の見直し
①DV防止のための広報・啓発	②DV被害者が安心して相談できる体制づくり 重点施策
③DV被害者への生活再建に向けた支援	④DVの防止と対応のための関係機関等との連携・協力
①就学前における男女平等教育の推進	②学校における男女平等教育の推進
③家庭、地域、職場における男女平等教育・学習の推進	
①男女平等推進のための意識啓発	②男女平等推進のための情報収集と調査研究
①市政における女性の参画促進 重点施策	
②事業所における多様性（ダイバーシティ）の推進 重点施策	
①地域活動における男女共同参画の促進	
②女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進 重点施策	
①国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進	
①働き方の改革とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 重点施策	
②雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進	
③農業従事者、自営業等における男女共同参画の推進	
④働く場における再チャレンジ支援	
①固定的な性別役割分担意識の見直しの促進	
②男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実 重点施策	
③男女共同参画の視点に立った介護支援の充実	
①健康に関するあらゆる分野の情報提供	②性差に配慮した医療・保健の促進
③安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進	
①男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実	
②男女共同参画の視点に立った障がい者福祉の充実	
①市民と行政との情報交換の推進	②市民との協働事業の充実
①習志野市男女共同参画審議会の充実	②男女共同参画センターの機能充実
③庁内推進体制の連携強化	④国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化

V

評価のあり方

計画を推進するにあたっては、計画の理念や上位の目標を踏まえて、柔軟に取り組みを変更しながら高い成果を上げられる「改善・改革のしくみ」が重要です。

行政の計画は一旦、策定すると、臨機応変に変更・修正しにくい面があります。しかし社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、計画の理念、成果目標（アウトカム）、基本目標等、上位の目標に沿って新たな取り組みを創出したり、従来の取り組みを柔軟に見直すことは必要です。

そのため本計画を進めるプロセスの中に、市民や関係者等が有する多様な視点、情報、資源、ネットワーク、知恵等を生かす「協働」の考え方を取り入れ、計画を推進します。

また事業が終了した年度末に、目標値等に照らし合わせて事後的に内容を点検した後、その取り組みに対する反省、改善等を促す「実績評価」の他に、上位の目標を達成するためにどのような取り組みが必要なのか、あるいは効果的にうまく取り組むにはどのような段階を経て、どのような人や団体等の力を借りて取り組むことが最善なのか等、望ましい方向性に向けた対話を通して新たな価値を分かち合い、優れた取り組みを創出する「未来志向の評価」を取り入れます。

1 市民や関係者等を交えた協働による取り組みの推進

少子高齢化、人口減少の時代において多様化するニーズに対応するには、地域の課題を行政だけで担うのではなく、地域を構成する様々な市民、関係者等の力が必要です。人と人々が支え合い、活気あふれる地域社会をつくるには、多くの人の自発的な活動と協働の場が求められます。

近年、計画の策定をはじめ、取り組みを実践する過程の中に市民や関係者等の参画が増えています。計画・実践・見直し等の一連のしくみ（PDCAサイクル）の中に市民や関係者等が参画する機会は少ないと言われています。社会情勢の変化に応じて取り組みを柔軟に変更・修正し、多様なニーズを生かした取り組みを生み出していくには、市民や関係者等を交え、協働で優れた取り組みを創出するしくみが必要になります。

協働は、“コ・プロダクション”、すなわち「コ(Co)＝ともに」「プロダクション(Production)＝生産する」と呼ばれます。これは「市民や関係者、行政がともに新たな価値を生産する」という意味です。最終的に成果目標（アウトカム）や計画の理念に即し、「実施した取り組みが良かった」という評価を得るには、できるだけ「プロセス全体」に市民や関係者等の考え方を入れることが大切です。行政だけでは為し得ない「新しい価値」を含む優れた取り組みの創出に向けて、本計画では協働（コ・プロダクション）の視点で、男女共同参画社会に対する理解と参加を進めていきます。

2 対話を通じ、優れた取り組みを生み出す「未来志向の評価」

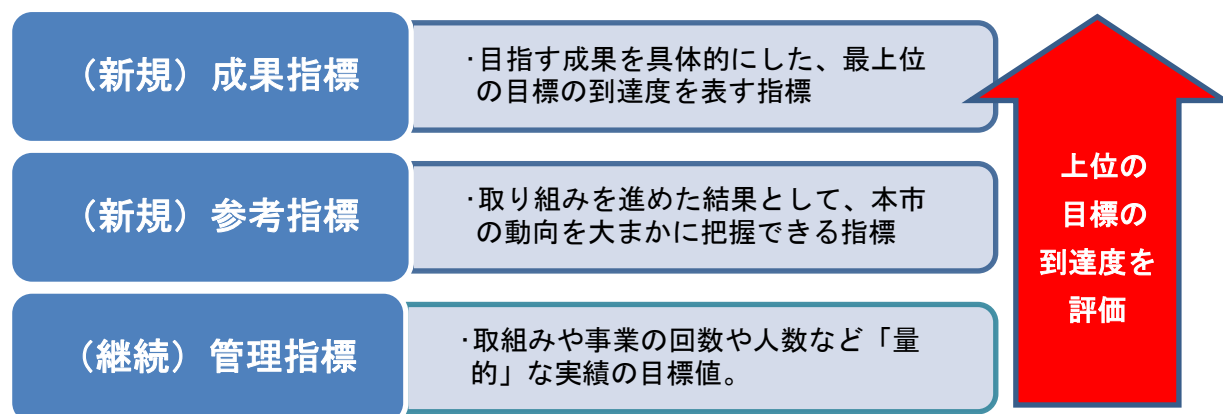
行政の取り組みを評価するにあたっては、「計画の理念や上位の目標」を踏まえた、実効性のある活動を創出することが重要です。上位の目標に近づけていくには、持続的に取り組みの内容を見直し、優れた活動や事業等を生み出すしくみをつくりあげる必要があります。

事業が終わった「後」に目標値や評価基準等に照らし合わせて、達成度や取り組みの内容に関する「点検」とその結果を公表する「実績評価」は、年度終了後に評価をしますが、既に新しい年度がスタートして時間がかなり経過してしまうため、速やかな改善・改革が進みにくい面があります。このことから計画の推進に関わる関係者が、計画の理念や上位の目標を阻む課題を共有し、未来に向けて現在の取り組みの内容を見つめ直す「未来志向の評価」を取り入れます。

未来志向の評価は、市民や関係者、行政がともに新たな価値を生産する「協働」の視点と併せ、車の両輪のように進める必要があります。新しく生まれた価値を評じあい（＝評価）、優れた取り組みを創出するには、「対話」が重要です。このため、男女共同参画審議会等の協力を得ながら、取り組みを推進する各担当課や、男女共同参画施策庁内推進会議（本市における関係部署の次長級並びに課長級で構成される会議）等と毎年定期的に対話の機会を設ける等、信頼関係を築きながら優れた取り組みの創出や改善・改革を進めていきます。

3 上位の目標に対する達成状況を把握する指標の導入

これまでは、活動や取り組みの結果を説明する「実績値の目標（管理指標）」を設けていましたが、これに加えて、本市が目指す男女共同参画社会を具体的に数値で表す指標となる「成果目標（アウトカム）」や、本市における男女共同参画の進捗状況を把握できる「参考指標」を導入します。これら3つの指標を生かしながら、上位の目標の達成に向けて持続的に改善・改革を図り、取り組みの質を高めていきます。



VI 指標一覧

1 成果目標(アウトカム)とその指標

成果目標（アウトカム）とは、目指す成果を具体的に表記した最上位の目標です。この成果目標を念頭に置き、個々の取り組みを進めます。成果目標（アウトカム）は、「（取り組みの成果として）地域社会がこのような状態になる」ということを明示します。成果目標（アウトカム）に沿って協働で取り組みを進めた後、成果の達成度を確認する社会調査等を実施するなど、これまでの取り組みの評価を行います。

目標値（平成31年度）は、事業完了後、基準となる数値（基準値）を土台としながら、全ての取り組みを総合的に実施した結果として、達成度の点検を行うために活用します。

● 成果目標(アウトカム)

- (1)男女が対等な関係になり、互いの人権を尊重しあい、全ての人の平等が確保されます。
- (2)方針や意思決定の場に参画する女性が増え、様々な分野で多様な人が活躍するようになります。
- (3)家庭生活や社会生活を両立し、やりがいを持って働く従業員が多い事業所が増えていきます。

(1)指標

① DVの被害経験

指標	基準値 (平成24年12月)	目標値 (平成31年度)
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1～2度あった」とする人	43.8%	低減

・「習志野市男女共同参画に関する意識調査(平成24年12月)」による。

② 市の審議会等委員における男女比率

指標	基準値 (平成26年4月1日)	目標値 (平成31年度)
市の審議会等委員における男女比率	27.6%	どちらかの性が 40%以上 60%以下

・各年4月1日付けの本市データによる。

③ 女性管理職割合(習志野市役所)

指標	基準値 (平成26年4月1日)	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	目標値 (平成31年度)
習志野市役所における女性管理職割合	26.2%	27.1%	27.8%	30%以上

・「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画(平成28年4月1日)」による。

④ 女性管理職がいる事業所

指標		基準値 (平成28年3月末)	目標値 (平成31年度)
市内事業所における女性管理職 (事業所数・割合)		女性管理職がいる事業所 96事業所 (53.5%)	上昇
内 訳	1～5人	84事業所 (87.5%)	
	6～10人	7事業所 (7.3%)	
	11～15人	2事業所 (2.1%)	
	16～20人	2事業所 (2.1%)	
	21人以上	1事業所 (1.0%)	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価事業に伴う事業所実態調査(平成28年3月末)」による。

⑤ 週50時間以上の長時間労働勤務者がいる事業所

指標		基準値 (平成28年3月末)	目標値 (平成31年度)
週50時間以上の長時間労働勤務者が半数以上いる事業所の割合		18.6% (下線の合計値)	低減
内 訳	大多数	1.0%	
	かなりいる	7.0%	
	半数程度	10.6%	
	あまりいない	34.2%	
	全くいない	47.2%	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価事業に伴う事業所実態調査(平成28年3月末)」による。

⑥ 従業員が余暇活動の時間(地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持てている事業所

指標		基準値 (平成 28 年 3 月末)	目標値 (平成 31 年度)
従業員が余暇活動の時間(地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持てている事業所の割合		55.3% (下線の合計値)	上昇
内 訳	十分持てるようになってきている	14.6%	
	ある程度持てるようになってきている	40.7%	
	どちらとも言えない	28.6%	
	あまり持てていない	11.6%	
	全く持てていない	4.5%	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価事業に伴う事業所実態調査(平成 28 年 3 月末)」による。

⑦ 従業員が家族との時間をおおよそ持てている事業所

指標		基準値 (平成 28 年 3 月末)	目標値 (平成 31 年度)
従業員が家族との時間をおおよそ持てている市内事業所の割合		66.2% (下線の合計値)	上昇
内 訳	十分持てるようになってきている	49.0%	
	ある程度持てるようになってきている	17.2%	
	どちらとも言えない	25.3%	
	あまり持てていない	6.1%	
	全く持てていない	2.5%	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価事業に伴う事業所実態調査(平成 28 年 3 月末)」による。

2 参考指標

参考指標は、本計画を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的にフォローアップし、本市の動向を把握できるよう広く市民等に公表する参考データとします。

◆ 関連する目標:基本目標Ⅰ 人権の尊重

指標	現状								
(1) 男女平等について話し合ったり、 学習した経験 (平成 18 年 11 月、平成 24 年 12 月の習志 野市男女共同参画に関する意識調査)	男女平等について話し合ったり、学習したりした ことがある割合 <table><tr><td>年 (平成)</td><td>18 年</td><td>24 年</td></tr><tr><td>割合</td><td>61. 6%</td><td>62. 4%</td></tr></table>	年 (平成)	18 年	24 年	割合	61. 6%	62. 4%		
年 (平成)	18 年	24 年							
割合	61. 6%	62. 4%							
(2) 本市に寄せられた配偶者等からの 暴力相談件数 (庁内関係部署の取り組みの集計値)	<table><tr><td>年度 (平成)</td><td>25 年度</td><td>26 年度</td><td>27 年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>211 件</td><td>249 件</td><td>195 件</td></tr></table>	年度 (平成)	25 年度	26 年度	27 年度	件数	211 件	249 件	195 件
年度 (平成)	25 年度	26 年度	27 年度						
件数	211 件	249 件	195 件						
(3) D V被害経験について相談した人 の割合 (平成 18 年 11 月、平成 24 年 12 月の習 志野市男女共同参画に関する意識調査)	平成 24 年 12 月 18. 8% (男性 4. 8%、女性 25. 8%) 平成 18 年 11 月 8. 1% (男性 4. 6%、女性 10. 3%)								

◆ 関連する目標:基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

指標	現状												
(４) 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定した市内事業所	11 件（平成 29 年 1 月末）												
(５) 女性活躍推進法第 17 条に基づく習志野市における女性の職業選択に資する情報の公表	① 職員採用試験受験者（平成 27 年度実施）												
	<table><tr><td></td><td>全体人数</td><td>うち女性</td><td>女性割合</td></tr><tr><td>申込者</td><td>714 人</td><td>239 人</td><td>33.5%</td></tr><tr><td>合格者</td><td>54 人</td><td>26 人</td><td>48.1%</td></tr></table>		全体人数	うち女性	女性割合	申込者	714 人	239 人	33.5%	合格者	54 人	26 人	48.1%
		全体人数	うち女性	女性割合									
	申込者	714 人	239 人	33.5%									
	合格者	54 人	26 人	48.1%									
② １か月あたりの時間外平均勤務時間													
<table><tr><td rowspan="2">年度（平成）</td><td colspan="3">（単位：時間）</td></tr><tr><td>男性</td><td>女性</td><td>男女平均</td></tr><tr><td>27 年度</td><td>24.3</td><td>17.1</td><td>21.2</td></tr></table>	年度（平成）	（単位：時間）			男性	女性	男女平均	27 年度	24.3	17.1	21.2		
年度（平成）		（単位：時間）											
	男性	女性	男女平均										
27 年度	24.3	17.1	21.2										
③ 管理職女性割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）													
<table><tr><td>全体人数</td><td>うち女性人数</td><td>女性割合</td></tr><tr><td>247人</td><td>67人</td><td>27.1%</td></tr></table>	全体人数	うち女性人数	女性割合	247人	67人	27.1%							
全体人数	うち女性人数	女性割合											
247人	67人	27.1%											

	④ 各役職別の女性割合（平成27年4月1日現在）			
	区分	全体人数	うち女性人数	女性割合
	部長相当職	22人	0人	0.0%
	次長相当職	23人	1人	4.3%
	課長相当職	202人	66人	32.7%
	係長相当職	300人	121人	40.3%

◆ 関連する目標：基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

指標	現状						
（６）「男性は仕事、女性 は家事・育児」という考え方について （平成 18 年 11 月、平成 24 年 12 月の習志野市男女共同参画に関する意識調査）		平成 18 年			平成 24 年		
	賛成・どちらかと言えば賛成	58.1%			50.6%		
		内訳	男性 67.8%		内訳	男性 60.6%	
			女性 50.9%			女性 43.4%	
（７）市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移	反対・どちらかという反対	39.9%			39.1%		
		内訳	男性 30.1%		内訳	男性 30.5%	
			女性 45.3%			女性 5.3%	
（８）本市の 25 歳から 44 歳までの女性の就業率 （平成 22 年国勢調査）	・市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数						
	年（平成）	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
	待機児童数	8 人	12 人	38 人	32 人	47 人	72 人
（８）本市の 25 歳から 44 歳までの女性の就業率 （平成 22 年国勢調査）	・25 歳から 44 歳までの女性の就業率（平成 22 年 国勢調査）						
	年齢	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	
	平成 22 年	76.4%	60.4%	56.9%	63.4%	68.1%	

◆ 関連する目標：基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

指標	現状				
(9) 健康に関する情報入手を「必ず実行」「たまに実行」の人 （健康なまち習志野計画 平成27年3月 P37）	・健康に関する情報入手を「必ず実行」「たまに実行」する人の割合				
	年度（平成）	15年度	19年度	22年度	25年度
	割合	71.7%	72.0%	71.2%	69.2%

3 管理指標

具体的な取り組みや事業等の回数や人数など、年度単位の「量」的な実績の目標です。

(1)基本目標Ⅰ 人権の尊重

事業 No	事業名と取り組み内容	目標値	担当課
4	男女共同参画に関連するメディア・リテラシーについての講座の開催	隔年開催	公民館
7	児童虐待・DV防止への啓発回数	年1回以上	子育て支援課
11	相談員のDV研修等の参加回数	年2回以上	子育て支援課
	相談員のDV研修等の参加回数	年1回以上	総合教育センター
30	男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施回数	年3回	こども保育課
39	教職員に対する男女共同参画等に関する研修等参加回数	年3回	指導課
42	事業所等の男女共同参画に関する研修等開催回数	年1回以上	産業振興課
46	男女共同参画に関連する講座実施回数	各公民館で 年1回以上	公民館
47	情報紙の発行回数	年3回	男女共同参画 センター
48	男女共同参画週間に合わせた講演会等の実施	年1回	男女共同参画 センター
49	ホームページ等による啓発	年10回	男女共同参画 センター
51	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上	人事課
53	市職員への啓発回数	年3回	男女共同参画 センター
54	講座、イベントの開催回数	年3回以上	男女共同参画 センター
58	市民及び事業所に対する男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に1 回	男女共同参画 センター

(2)基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

・基本目標Ⅱに位置付けられる取り組みは、管理指標に該当する事業はありません。

(3)基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

事業 No	事業名と取り組み内容	目標値	担当課
75	市民に対する啓発等実施回数	年1回	男女共同参画センター
76	市内事業所に対する啓発等実施回数	年1回以上	産業振興課
77	ワーク・ライフ・バランス研修の実施	年1回	人事課
83	男女雇用機会均等法についての市内事業所への情報提供	年1回以上	産業振興課
84	各事業所へのパートタイム労働法・労働者派遣法等の啓発回数	年1回以上	産業振興課
85	農業従事者における家族経営協定締結数	10戸	産業振興課
86	農業従事者等に対する男女の経営参画についての研修、啓発	年1回以上	産業振興課
91	固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	年1回以上	男女共同参画センター
	固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	各公民館で年1回以上	公民館
93	保育所所庭開放利用者数	施設毎10%増	こども保育課
	子育てふれあい広場利用者数	施設毎10%増	こども保育課
96	ファミリー・サポート・センター登録会員数	前年度実績の10%増	子育て支援課

(4)基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

事業 No	事業名と取り組み内容	目標値	担当課
113	養護教諭、保健主事の研修	年1回以上	学校教育課

(5)基本目標Ⅴ 協働による効果的な施策の推進

事業 No	事業名と取り組み内容	目標値	担当課
123	男女共同参画推進登録団体連絡会及び研修会等の開催	年2回	男女共同参画センター
126	男女共同参画審議会と庁内担当課との対話	年1～2回	男女共同参画センター

第 3 章

◆ 具体的施策

基本目標Ⅰ 人権の尊重

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

基本目標Ⅴ 協働による効果的な施策の推進

女性活躍推進法に基づく事業一覧

新規事業一覧



基本目標Ⅰ

人権の尊重

課題1 性による差別と人権侵害のない社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。男女は平等であり、基本的人権は守られなければなりません。

職場等におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめ、妊娠、出産、育児休業等を理由とする解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱い（いわゆるマタニティ・ハラスメント^{※10}や子育てに積極的にかかわろうとする男性が、職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること等）はあってはならないものです。性暴力、ストーカー行為等は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。情報化社会の進展に伴い、メディア等によってもたらされる情報の影響は大きく、人権を侵害するような有害な情報にさらされています。

このような行為の発生を防止し、根絶するための意識啓発、相談体制等に積極的に取り組み、人権侵害のない環境づくりを進める必要があります。

また近年、性的指向^{※11}、性自認^{※12}を理由として困難な状況にあるLGBTの人たちの置かれた状況を正しく知り、多様なあり方をお互いに受け止めあうことが求められています。

そこで男女共同参画の視点に基づき、人権を尊重するという意識が定着するよう取り組みます。

※10 マタニティ・ハラスメント (Maternity Harassment)

妊娠・出産を理由とした職場での女性への嫌がらせ。職場における妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いは違法ですが、男女雇用機会均等法第11条の2の新設並びにそれに伴う「職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置についての指針（平成29年1月1日）」により、事業主はマタニティ・ハラスメント防止措置を適切に講ずる必要性が明記されました。

※11 性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

※12 性自認 (Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているかということ。服装・言動・振る舞いなどの自分の性別の認識。生まれたときの性別と一致する場合もあれば、一致しない場合もあります。一致しない場合、トランスジェンダーという概念で説明されます。「性同一性障がい」とは医学上の診断名を指します。

施策の方向① 人権侵害のない環境の醸成

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
1	人権尊重についての広報・啓発	人権啓発パンフレット等の配布や市広報紙により人権強化週間等の周知を行います。また、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	社会福祉課
2	【女性活躍】 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の防止等、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現に向けた周知、啓発を推進します。	男女共同参画センター
	【女性活躍】 働く場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	誰もが働きやすい雇用環境を確保するため、市内事業所に対し、雇用の場等で起きる性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）や、妊娠・出産等に関する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）並びに子どもを持つ労働者への育児休業等の抑制等、仕事と家庭の両立を阻害するハラスメントの防止対策の周知に努めます。	産業振興課
	【女性活躍】 働く場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	市職員や教育関係者に対し、性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）や、妊娠・出産等に関する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）並びに子どもを持つ労働者への育児休業等の抑制等、仕事と家庭の両立を阻害するハラスメントの防止に向けた研修や、被害者の支援等を実施します。	学校教育課 人事課
3	【新規】 性的指向や性同一性障がい等により、困難な状況に置かれている人に対する理解促進	性的指向や性同一性障がい等を理由として、困難な状況に置かれている人たちに対する正しい理解を促進する啓発活動を行います。	男女共同参画センター

施策の方向② メディアのあり方や制度・慣行の見直し

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
4	メディア・リテラシー※13（読み解く力）向上のための学習機会の提供と意識啓発の推進	メディアを読み解く力について学習する講座等を開催します。	公民館
5	性の商品化を防ぐための啓発	性の商品化を防ぐため、有害ビラや看板の撤去等を行います。	青少年センター

※13 メディア・リテラシー（media literacy）

情報があふれる現代社会でテレビや新聞雑誌、コンピュータなどあらゆる情報について、それらを受動的に吸収するのではなく、商業主義との関連性や人権擁護なども含めて、批判的視点を持ち、能動的に情報を読み解く能力を意味します。

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
4	男女共同参画に関連するメディア・リテラシーについての講座の開催	隔年開催	公民館

課題2 女性と男性の間に生じる暴力（DV）の防止と対応

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や親しい関係の間に生じる暴力で、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者になっています。DVは、外部からその発見が困難であり潜在化・深刻化しやすい傾向にあるため、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められます。DVを許さない社会の実現は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、社会全体でこのような暴力をなくす取り組みを進める必要があります。このことからDV、デートDV^{*14}等の周知・啓発等を進め、若い世代における理解をさらに深めて、将来的な発生の防止を図ります。

また、不安を抱えたDV被害者が安心して相談できる体制づくり、DV被害者が暴力等から逃れ新たな生活を始めるための個々の被害者の状況に応じた適切な支援について、庁内の関係部局や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報の共有や連携を行います。

※14 デートDV

恋人同士の間で起きる暴力のこと。内閣府による「男女間における暴力に関する調査報告書（平成27年3月公表）」では、交際相手がいいた女性の19.1%が、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVを受けています。

デートDVも、殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなく、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も、デートDVに該当します。

施策の方向① DV防止のための広報・啓発

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
6	DVは人権侵害であることの啓発の推進	DV啓発パンフレットの配布、「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を広報、ホームページ等により行います	男女共同参画センター
7	児童虐待・DV防止への啓発	ポスターやパンフレットの配布、研修等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。	子育て支援課
8	青少年有害図書等の自主規制の啓発	青少年有害図書審議会において、性のみを強調し、暴力やDVを容認するような図書を有害図書として指定し、青少年への販売の自主規制の協力を書店等に求めています。	青少年課

9	生と性の健康についての意識の啓発	対象と発達段階に応じた健康教育を行い、生と性の健康についての意識啓発をしていきます。	健康支援課
10	児童・生徒の発達段階に沿った人権尊重の視点からの性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じて、男女の成長の違いや生命誕生の仕組みを学習し、児童・生徒が男女対等の立場で、互いの人権を尊重し合う教育を実施します。	指導課
11	各種相談員のDV等に関する相談技術の向上	DV研修等、男女共同参画に関する研修の参加により、多様化する相談内容に適切に対応します。	子育て支援課 総合教育センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
7	児童虐待・DV防止への啓発回数	年1回以上	子育て支援課
11	相談員のDV研修等の参加回数	年2回以上	子育て支援課
	相談員のDV研修等の参加回数	年1回以上	総合教育センター

重点施策 施策の方向② DV被害者が安心して相談できる体制づくり

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
12	DV家庭の子どもへの支援	DV家庭において虐待が疑われる子どもについて、関係機関との連携により支援を行います。	子育て支援課
13	ひとり親家庭への相談体制の充実、生活自立への支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関の情報提供を積極的に行い、連携に努めます。	子育て支援課
14	関係機関との連携強化と相談支援の充実	子どもの養育に関する男女平等と、関係機関と連携してDV事例等に関する相談支援を実施します。	ひまわり発達相談センター
15	女性の生き方相談の充実	女性の生き方相談の充実を図るとともに、関連する相談機関との連携を図り、相談者の支援、保護に取り組みます。	男女共同参画センター
16	男性の生き方に対する相談体制の充実	相談者の訴えをしっかりと受け止め、必要に応じて専門相談機関等と連携を図りながら相談支援を実施します。	男女共同参画センター
17	配偶者暴力相談支援センターとしての機能充実についての研究	DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務になったことから、相談体制等の機能充実について研究を行います。	男女共同参画センター
18	健康相談事業の充実	健康な生活ができるよう、必要な情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応をします。	健康支援課
19	高齢者への情報提供と相談の充実	市内5か所の地域包括支援センターにおいて、虐待や暴力等を受けている方々についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課

20	D Vに関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	男女共同参画センター
----	----------------	---	------------

施策の方向③ DV被害者への生活再建に向けた支援

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
21	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を取り、被害者を一時保護につなぐ等の適切な支援を行います。	男女共同参画センター 子育て支援課
22	【新規】就労や再就職に関する情報の提供	「ふるさとハローワーク」等を通し、就労や再就職に関する情報提供を行います。	産業振興課
23	D V被害者支援制度についての情報提供	D V被害者を支援する制度について、被害者の状況に応じた情報提供や証明書の作成など自立に向けた支援を行います。	男女共同参画センター
24	生活困窮に関する相談、情報提供	生活に困窮するDV被害者に対し、らいふあっぷ習志野等において、生活と仕事に関する相談に応じます。また生活保護制度について情報提供を行います。	生活相談課
25	高齢者への自立支援	養護者（配偶者や家族等）から虐待を受けた高齢のDV被害者の自立に向けて、施設利用も含め支援を行います。	高齢者支援課
	障がい者への自立支援	養護者（配偶者や家族等）等から虐待を受けた障がいのある人の自立に向けて、施設利用も含め支援を行います。	障がい福祉課
26	住宅に関する情報提供	D V被害者が新たな生活の場を見つけるため、市営、県営住宅などの公営住宅の優先入居者等に関する情報を提供します。	住宅課

施策の方向④ DVの防止と対応のための関係機関等との連携・協力

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
27	庁内関係部署との連携	D V防止推進関係課長会議の開催や庁内関係部署との連携を図り、情報の提供や共有に努めます。	男女共同参画センター
28	庁外関係機関（県・警察、民生委員・児童委員等）との連携	県主催の連絡会議等の出席により情報交換に努め、県・警察、民生委員・児童委員等と積極的に連携を図ります。	男女共同参画センター
			子育て支援課 社会福祉課

課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、幼少期からの教育や学習と深い関わりを持っています。児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めることが必要です。

教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている者に大きな影響を及ぼすことから、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うとともに、無意識に性別で差別することがないよう配慮し、男女共同参画を推進することができるように、研修等の取り組みを推進することが必要です。

家庭・地域・職場においては、男女が生涯を通じて、男女共同参画の意識を高める学習機会を持ち、男女共同参画への理解の浸透を図ることが重要です。

施策の方向① 就学前における男女平等教育の推進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
29	保育所・幼稚園・こども園における男女平等の保育・教育の推進	乳幼児の保育や指導において、男女平等の視点に配慮したカリキュラムを行っているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	こども保育課
30	保育・幼児教育関係者の男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施	保育所・幼稚園・こども園職員に対して、男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。	こども保育課
31	父親の子育て参画を意識した情報提供	保育所・幼稚園・こども園の事業実施において、父親の子育て参画を促す情報を提供します。	こども保育課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
30	男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施回数	年3回	こども保育課

施策の方向② 学校における男女平等教育の推進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
32	男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	指導課
33	男女平等の視点に立った教育相談、適応指導教室の推進	教育相談、適応指導教室の運営を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個に応じた相談、指導を行います。	総合教育センター
34	男女平等の視点に立った進路指導の実施	進路指導を行う上で、生徒や保護者に対し、男女平等の視点に配慮し、個に応じた指導を行います。	指導課

35	男女平等の視点に立った職場体験学習の実施	職場体験学習を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個に応じた職場体験学習に取り組めるようにします。	指導課
36	校務分掌等における固定的性別役割分担の解消	性別にとらわれず、適材適所、能力開発の視点により教員の職務分担（校務分掌）を行います。	指導課
37	校長、教頭等への登用のための機会均等化の促進	校長、教頭等への登用につながる学校経営研修会への参加を促進します。	学校教育課
38	学校における男女混合名簿の推進	男女平等の視点から、学校において男女別に分けない名簿の使用を検討し、実施を行います。	学校教育課
39	教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	教職員に対し、LGBTの理解促進も視野に入れ、男女共同参画に関する研修等を実施します。	指導課
40	保護者が参加しやすい保護者会等の実施	より多くの保護者が参加できるよう、日程や懇談会の内容等に配慮した取り組みを行います。	指導課
41	懇談会等における保護者への男女平等に関する認識の働きかけ	懇談会等において、男女平等や男女共同参画に関心を持ち、参考になるような資料提供等を行います。	指導課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
39	教職員に対する男女共同参画等に関する研修等参加回数	年3回	指導課

施策の方向③ 家庭、地域、職場における男女平等教育・学習の推進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
42	事業所に対する男女共同参画に関する研修等の開催	事業所が男女共同参画への理解を深めるため、商工会議所と共に研修及び講演会等を開催します。	産業振興課
43	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座を開催します。	公民館
44	男女平等の視点に立った幼児・家庭教育学級の実施	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の実施について、男女平等や男女共同参画の視点に配慮し、日程や内容等の検討を行います。	公民館
45	誰もが参加しやすい日時・場所・保育等に配慮した講座づくり	講座の実施について、誰もが参加できるよう日時・場所・保育等に配慮します。	公民館
46	女性のエンパワメント※15のための支援	公民館利用団体に対して、女性のエンパワメントにつながる学習や情報の提供等を行います。	公民館

※15 エンパワメント (empowerment)

女性のエンパワメントとは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的、経済的、政治的な状況等を変えていく能力を持つことを意味します。

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
42	事業所等の男女共同参画に関する研修等開催回数	年1回以上	産業振興課
46	男女共同参画に関連する講座実施回数	各公民館で年1回以上	公民館

課題4 男女平等の意識づくり

平成24年12月に実施した「習志野市男女共同参画に関する意識調査」において男女平等感を聞いたところ、職場や政治の場、社会通念や習慣において、男性が優遇されていると感じる人が約6割という結果が出ています。

男女平等の意識づくりを進めていくためには、あらゆる場面において「社会的性別（ジェンダー）の視点」を養うことが大切です。社会的性別（ジェンダー）とは、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」のような男女の別を指す概念です。「社会的性別の『視点』」とは、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的につくられたものであることを意識していこうとする視点のことで、結果的として男女の生き方の選択を狭めていくことに気づくことです。

そこで、広報や講座の開催、情報提供、学習機会を通して社会的性別の視点を養い、男女平等の意識づくりを進めます。

施策の方向① 男女平等推進のための意識啓発

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
47	男女共同参画社会づくりのための情報紙の発行	市民との協働により情報紙を発行し、広く市民の手に届くよう配布します。	男女共同参画センター
48	男女共同参画週間における講演会等の実施	毎年行われる国の男女共同参画週間に合わせ、講演会等を実施します。	男女共同参画センター
49	広報、ホームページ等メディアの活用による啓発	男女共同参画センターで行っている事業や、女性の活躍推進等に関する情報を、広報、ホームページ等を通じて発信します。	男女共同参画センター
50	男女共同参画社会づくりのためのパンフレット等の発行と提供	男女共同参画に関するパンフレット等を作成、発行します。	男女共同参画センター
51	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	新規採用職員を対象として、男女共同参画の理解を深める研修を実施し、男女共同参画に関する意識の向上を目指します。	人事課
52	民生委員・児童委員に対する男女共同参画に関する啓発の推進	市民生活に直結している民生委員・児童委員を対象とする男女共同参画に関する啓発を推進し、研修の参加を促します。	社会福祉課
53	男女共同参画についての庁内啓発	市職員が使用する庁内コンピューターネットワークシステム（LAN）に男女共同参画に関する情報を掲示し、啓発を行います。	男女共同参画センター
54	男女共同参画に関する講座、イベントの開催	男女共同参画に関する講座やイベントを開催します。	男女共同参画センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
47	情報紙の発行回数	年3回	男女共同参画センター
48	男女共同参画週間に合わせた講演会等の実施	年1回	男女共同参画センター
49	ホームページ等による啓発	年10回	男女共同参画センター
51	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	年1回以上	人事課
53	市職員への啓発回数	年3回	男女共同参画センター
54	講座、イベントの開催回数	年3回以上	男女共同参画センター

施策の方向② 男女平等推進のための情報収集と調査研究

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
55	DVD等のメディアの活用	男女共同参画に関するDVD等の活用を図ります。	総合教育センター
56	男女共同参画関係図書及び情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書及び資料を整備・提供します。	男女共同参画センター 図書館
57	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	次期基本計画策定のための資料とするため、次期計画策定時に職員意識調査を実施します。	男女共同参画センター
58	市民及び事業所の男女共同参画に関する意識調査の実施	次期の基本計画策定時の参考とするため、市民及び事業所の男女共同参画に関する意識調査を実施します。	男女共同参画センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
58	市民及び事業所に対する男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画の中に1回	男女共同参画センター

基本目標Ⅱ

あらゆる分野への参画と活動

課題1 政策・方針決定における女性の参画

男女共同参画社会を実現していくためには、社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画していくことが必要です。方針や意思決定の場への女性の参画はなかなか進まず、女性の参画を促す意識や環境はいまだに不十分です。暮らしやすいバランスのとれた社会をつくるためには、社会の構成員の半分以上を占める女性の意思があらゆる分野へ反映されることが大切です。

そのため、市政における女性の参画を促進するとともに、事業所に対する女性の参画を推進します。また長時間労働を是正し、育児・介護等への参画や地域活動等を行いやすい社会に向け、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方、暮らし方、意識の変革を促し、あらゆる分野において女性、高齢者、障がいのある人、外国人等、多様な人々が活躍できる地域社会を目指します。

重点施策 施策の方向① 市政における女性の参画促進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
59	【女性活躍】 審議会等への女性委員 の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を 推進します。	男女共同参画 センター 総務課
60	男女共同参画の視点を 持った人材情報・人材 リストの整備提供	男女共同参画の視点を持った人材情報を整備 し、活用します。	男女共同参画 センター
61	政治的関心を高めるた めの常時啓発事業	常時啓発事業を実施して投票率向上を図るこ とにより、結果的に政治における女性の参加・ 参画の促進の効果を高めます。	選挙管理委員会
62	開かれた議会への取り 組み	市民により一層身近で親しみやすい市議会を 目指し、ホームページや市議会報の改善に取り 組むとともに、市議会の傍聴や議会報の購読推 進を図ります。	議会事務局
63	【新規】 【女性活躍】 市役所女性職員の活躍 推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 に基づき、女性が働く職域の拡大を図るととも に、指導的立場につく女性の育成・支援を行 います。	人事課
64	【女性活躍】 能力向上、意識啓発の ための各種研修への女 性職員の参加促進	各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力 のさらなる向上に努めます。	人事課

重点施策 施策の方向② 事業所等における多様性（ダイバーシティ）の推進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
65	【新規】【女性活躍】 男女共同参画や女性活躍推進に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度 ^{※16} や女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」 ^{※17} 等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定・登録に向けた支援を行います。	男女共同参画センター
	【新規】【女性活躍】 若者の採用・育成に関する認定制度の周知・認定に向けた支援	市内事業所や市民等に対し、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度「ユースエール」 ^{※18} や、若者応援宣言企業 ^{※19} 等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	産業振興課
	【新規】【女性活躍】 仕事と介護の両立支援に関する周知・登録制度の周知	市内事業所や市民等に対し、仕事と介護の両立支援「トモニン」 ^{※20} 等の周知を行います。また商工会議所と連携し、登録に向けた支援を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課
	【新規】【女性活躍】 仕事と子育ての両立に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん、プラチナくるみん） ^{※21} や、習志野市子育て支援先端企業認証制度 ^{※22} の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	こども政策課
66	【新規】【女性活躍】 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等に向けて、積極的に取り組む事業所の受注機会を増大する公共調達のしくみを導入します。	契約検査課
67	【新規】【女性活躍】 認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信	優れた事業を表彰する諸制度や、これらに認定（表彰）された事業所やその取り組みを、好事例として市民、事業所、学生等に向けて幅広く情報発信します。またこのような取り組みを進める事業所を増やします。	男女共同参画センター

※16 千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度

千葉県では、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、その取り組みをたたえとともに、これを広く紹介することで労働の場における男女共同参画の取り組みに対する機運を高めるため、平成18年度から千葉県内の事業所を表彰しています。

対象事業所は、女性の登用・職域拡大や仕事と生活の両立支援などに積極的に取り組む千葉県内の事業所となっています。

※17 女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」

平成28年4月1日に施行された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業が、申請を経て厚生労働省の認定を受ける制度です。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、認定マーク（えるぼし）を商品や広告、名刺、求人票等に使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

また国等の入札制度において、認定された企業の評価加点の配点が高くなるなどの優遇措置があります。



＜第1段階＞ ＜第2段階＞ ＜第3段階＞

認定マーク「えるぼし」

※18 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度「ユースエール」

厚生労働大臣が、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況等が優良な中小企業を認定する制度です。認定された企業は「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点において、積極的に自社の魅力をPRできます。また各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的な案内があるなど、若者からの応募増が期待できます。

認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（ユースエール）を商品、広告などに付けることができ、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールできます。

また若者の採用・育成を支援するキャリアアップ助成金等の活用において一定額が加算されたり、国等で定める入札制度で認定された企業の評価加点の配点が高くなるなどの優遇措置があります。



認定マーク「ユースエール」

※19 仕事と介護の両立支援「トモニン」

仕事と介護を両立できる職場環境の整備を図り、介護離職を防止することは、企業の持続的な発展において重要な課題となっています。

介護離職を防止し、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むシンボルマーク「トモニン」を活用する企業を増やし、介護離職の防止に向けた社会的気運の醸成を図っていく制度です。

トモニンは「両立支援の広場」のホームページ

(<https://www.ryouritsu.jp/>) に仕事と介護の両立に関する企業の取り組みを登録し、使用規程に沿って商品や広告、名刺、求人票等に使用することができます。



シンボルマーク「トモニン」

※20 若者応援宣言企業

一定の労務管理の体制が整備されている企業が、若者（35歳未満）の採用・育成のためにハローワークに求人の申込み又は募集を行う場合、一定の手続きの下、「若者応援宣言企業」として認証を受ける制度です。「若者応援宣言企業」になるには、若者（35歳未満）のための求人申込みまたは募集を行っていることに加え、「若者応援宣言企業」宣言書及び企業情報報告書の提出等が必要となります。

企業側のメリットとしては、ハローワークの就職面接会などで重点的に若者とのマッチング支援が受けられたり、会社の魅力をアピールできます。一方、若者側のメリットは、求人に応募する前にこの宣言をしている企業の雰囲気などをイメージしやすく、より希望にあった会社に応募することが可能となります。

※2.1 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん、プラチナくるみん）

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことで、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。認定企業になると企業のイメージアップ、優秀な人材の獲得、企業の資産に対する一定の税制上の優遇措置（くるみん税制）を受けられます。

さらに認定を受けた企業がより高い水準の取り組みを行ない、申請すると「特定認定マーク（プラチナくるみん）」が付与されます。平成27年4月の次世代育成支援対策推進法の改正により、新しいマークには認定を受けた回数（マークの星の数）が表示されるようになりました。

また国等が定める入札制度で、認定された企業の評価加点が高くなるなどの優遇措置があります。



認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん」

※2.2 習志野市子育て支援先端企業認証制度

習志野市が、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証する制度で、認証を受けた企業名等を市のホームページに掲載し、認証企業の社会的評価を高めるものです。

市内に本社事業所があり、市内において事業活動を行う「常時雇用する労働者の数が100人以下」の企業が対象です。認証基準は、第一に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という）を策定し、千葉労働局に届け出ていること、第二に行動計画の内容に、労働者の仕事と子育ての両立を図るための、雇用環境の整備に関する項目があること、第三に行動計画策定後、同計画を労働者に周知し、実践していること等となっています。

課題2 まちづくりにおける男女共同参画

豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、地域活動における男女共同参画の促進が大切です。とりわけ、町会やPTA等の地域活動においては、男女が共に能力と熱意を生かし参画することが、地域活動の活性化につながります。

また、防災の分野では女性の参画が少ない現状があり、これまでの災害時の事例等から、男女のニーズの違いにより、支援対策と被災者ニーズの不一致や女性の視点が欠けているという問題等が発生しています。

そこで、地域活動の参加への啓発・情報提供、女性の参画が少ない活動や分野への積極的な女性の参画、女性の視点を盛り込んだ防災対策等を推進します。

施策の方向① 地域活動における男女共同参画の促進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
68	町会・自治会等の活動への男女の共同参画意識の啓発及び意思決定への女性の参画促進	連合町会連絡協議会との連携のもと、町会・自治会等の活動の啓発と男女共同参画意識の向上に努めます。	協働政策課

69	市民活動団体の支援並びに市民活動及びボランティア活動の情報提供	市民活動団体を支援するとともに、「習志野市ボランティア・市民活動センター」と連携を図りながら、市民活動及びボランティア活動の情報提供に努め、性別にかかわらず、市民活動に参画できるように促します。	協働政策課
70	ボランティア活動の普及・啓発	公民館利用サークルが、男女ともに日々の活動成果を地域・社会に還元できるように支援します。	公民館
71	ボランティア活動の情報提供	館報等にボランティアに関する情報を掲載します。学習圏会議の活動において男女ともにボランティア活動に参加できるような場を提供します。	公民館

重点施策 施策の方向② 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
72	女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり	地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	危機管理課
73	女性の視点を盛り込んだ防災用品の整備及び避難所運営	女性の視点に立った防災用品等の整備と避難所運営に取組みます。	危機管理課

課題3 国際的視野に立った男女共同参画の推進

国際社会の進展に伴う男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、世界女性会議等の国際的な動きに連動し、様々な取り組みと密接に関係しながら進められており、国際的視野に立った人材育成や広報・啓発を進める必要があります。

本市では、姉妹都市であるタスカルーサ市との交流を促進し、国境を越えた連携と相互協力に努めるとともに、学校における国際理解教育の推進や、市民がさまざまな文化を理解し、男女相互の人権を認め合うことのできる地域社会づくりを推進します。

施策の方向① 国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
74	社会的性別の視点を持ち、国際交流の促進及び国際理解に向けた情報の収集と提供	姉妹都市との交流を中心に、男女を問わず、社会的性別の視点を持った市民の国際感覚の醸成を促します。	協働政策課

基本目標Ⅲ

家庭生活と社会生活の両立

課題1 働く場における男女平等の推進

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることです。

安心して就労し、妊娠・出産・子育てができるような社会環境を実現するには、職場・家庭・地域社会における男女の固定的な役割分担意識を変えていく必要があります。仕事と子育て・介護の両立に関する制度が充実し、柔軟に働くことができること、並びにやりがいと働きがいを持って働ける職場環境の中で、男女平等を推進する必要があります。また、障がいのある人、高齢者、外国人等、多様な個性や価値観を尊重し、その潜在力を最大限に発揮し、組織の可能性を引き出すダイバーシティ（多様性）の取り組みを進めることも重要です。

あらゆる人が自分の生き方、働き方を主体的に考え、ともに仕事と家庭生活を両立し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた啓発や支援策を充実させる観点から、男女共同参画審議会委員、男女共同参画推進登録団体等と協働で目指す成果目標（アウトカム）をわかりやすく具体的に表記し、そこに至るまでの道筋を論理的に整理したロジック・モデルを策定し、さらなる取り組みの充実、強化を図ります。

重点施策 施策の方向① 働き方の改革とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
75	【女性活躍】 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（市民）	関係部署と連携し、働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む市民を増やします。	男女共同参画センター
76	【女性活躍】 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（事業所）	働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所が増えるよう、関係部署と連携し、必要な働きかけを行っていきます。	産業振興課
77	【新規】【女性活躍】 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（市職員）	職員の時間外勤務の削減や、男性の育児休暇等の取得推進を図るとともに、柔軟な働き方に向けた検討を進めます。	人事課
78	【新規】【女性活躍】 意欲的に働く人たちのネットワーク形成	関係部署と連携し、働き方を見直し、市内でいきいきと働く人のネットワークづくりを進め、魅力的に働く多様な人材の発掘を図ります。	男女共同参画センター

79	【新規】【女性活躍】 キャリア教育の推進	男女ともに個性と能力に応じ、キャリア発達することによって社会的責任を果たし、自らの可能性を高めていく能力を育みます。	指導課 習志野高等学校 (学校教育課)
80	育児・介護休業制度の普及・啓発	リーフレット等の配布により啓発を行います。また、商工会議所へ各事業所に対する指導等を依頼します。	産業振興課
81	仕事と子育ての両立に関する制度の活用・促進	市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを商工会議所と連携して啓発します。	こども政策課
82	【新規】【女性活躍】 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の実 現度をチェックする自主 点検表の作成	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現度や、改善を要する点等をチェックし、働きやすい環境に向けて取り組みの見直しを行える「自主点検表」を市民や関係者と協働で作成し、市内事業所に周知します。	男女共同参画 センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
75	市民に対する啓発等実施回数	年1回	男女共同参画センター
76	市内事業所に対する啓発等実施回数	年1回以上	産業振興課
77	ワーク・ライフ・バランス研修の実施	年1回	人事課

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する協働型プログラム評価の実践

協働型プログラム評価とは、市民や関係者が活動の成果となる成果目標(アウトカム)を共有し、それを達成する効果的なアイデア等を出し合う対話を通じて、取り組みの質を継続的に高めていく「未来志向の評価」です。これには、成果目標(アウトカム)を達成するまでの道筋を見える化した「ロジック・モデル」を手掛かりにして、計画を推進する市民や関係者が同じベクトルを共有し、未来に向けた効果的な取り組みについて話し合います。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する取り組みは、職場・家庭・地域社会という幅広い領域にわたって、多くの男女の固定的な役割分担意識の変容を促していく観点から、男女共同参画社会の実現においては大きな影響力を持っています。仕事と子育て・介護の両立に関する制度が充実し、安心して働くことができること、並びにやりがいと働きがいを持って働ける職場環境を整えるには、多くの男女の固定的な役割分担意識を変えていく必要があります。あらゆる人が自分の生き方、働き方、生活の仕方を主体的に考え、ともに仕事と家庭生活を両立し、生涯を通じて充実した生活を送るためには、多くの人が関わってくるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取り組みを、特に充実、強化する必要があります。

このことから平成26～27年度にかけて、市民や関係者と協働で、次頁のとおり「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するロジック・モデル」を策定しました。この取り組みは複数年度にわたり、適宜、推進状況を調査して(プロセス評価)、効果の検証を行います。その調査結果等を基にしながら、市民や関係者など多様な協働の担い手とともに、対話を通じて成果目標(アウトカム)に沿った具体的手段を検討するなど、持続的な改善・改革のしくみをつくります。

平成27年度には、市内の約1,300事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活

の調和)の現状や経営者の考え方等の実態を調査しました(「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する協働型プログラム評価事業報告書」平成28年3月)。今後の取り組みの成果は、この調査結果をベースに検証していきます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するロジック・モデル

最終アウトカム		・家庭生活、職業生活、地域活動に関する変化 (家事、子育てや介護に追われ、孤立する男女が減るなど) ・社会・経済・環境に関する変化 (生産性の高い事業所が増える、求人によって優秀な人材が獲得できる、企業収益が増すなど)
中間アウトカム		家庭生活や職業生活、地域活動を行う従業員が多い事業所が増える。
市が目指す目標		【評価指標】・週50時間以上働く労働者の割合・余暇活動、家族と過ごす時間 ・女性管理職比率
直接的	01 充実した家庭生活や地域・社会活動を送る従業員を大切にする事業所が増える。	
	【評価指標】	福利厚生を整備状況・利用度、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と経営実績
	具体的手段(例)	0101 仕事と生活の両立を支える制度など
		具体的手段については、中間アウトカム指標並びに各直接目的の評価指標のデータを基に、市民や関係者とともに、ワークショップ等を開催してアウトカムや直接目的に強い影響を与える効果的な取り組みを検討します。
	02 仕事にやりがいを持って働く従業員を大切にする事業所が増える。	
	【評価指標】	業務改善に取り組む従業員の状況、従業員のやりがい対策
	具体的手段(例)	0201 従業員の能力開発に関する支援制度など
	03 性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、多様な人材の能力を活かす事業所が多くなる。	
	【評価指標】	女性の継続就業、外国人、高齢者、障がい者の雇用と経営
	具体的手段(例)	0301 従業員間で問題を解決し、能力を高めあうネットワークづくりなど
	04 行政等がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する人や事業所を大切にする。	
	【評価指標】	行政による公的優遇制度の認知度、行政は事業所の取り組みを応援しているか
	具体的手段(例)	0401 優れた事業所を優遇する公共調達制度など
	05 市民や地域の関係者がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する事業所を支援する。	
	【評価指標】	第3次男女共同参画基本計画前に検討予定
	具体的手段(例)	0501 企業と市民との交流促進など

施策の方向② 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の推進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
83	関係機関と連携した男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレット等の窓口への備え付け、商工会議所を通じて各企業への普及・啓発を図ります。	産業振興課
84	パートタイム労働法・労働者派遣法等の周知	リーフレット等を窓口へ備え付け、商工会議所を通じて各事業所に周知を図ります。	産業振興課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
83	男女雇用機会均等法についての市内事業所への情報提供	年1回以上	産業振興課
84	各事業所へのパートタイム労働法・労働者派遣法等の啓発回数	年1回以上	産業振興課

施策の方向③ 農業従事者、自営業等における男女共同参画の推進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
85	農業従事者における家族経営協定締結の推進	家族で農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて家族間で取り決める「家族経営協定」の締結を推進します。	産業振興課
86	【女性活躍】 農業従事者等における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本としている農業従事者等において、男女が対等に経営に参画しやすい環境づくりを進めます。	産業振興課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
85	農業従事者における家族経営協定締結数	10戸	産業振興課
86	農業従事者等に対する男女の経営参画についての研修、啓発	年1回以上	産業振興課

施策の方向④ 働く場における再チャレンジ支援

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
87	職業能力・技術を習得する学習情報の提供	就労セミナーの開催、就労相談・就労情報の提供を図ります。	産業振興課
88	【女性活躍】 創業・開業に対する支援	市内で、創業・開業しようとする市民に対する資金融資等に関する情報提供を行います。 また、商工会議所と連携する中で、創業・起業に関する相談業務の実施や講演会、創業塾等を	産業振興課

		開催し、創業・起業を支援します。	
89	【新規】【女性活躍】 就労や再就職に関する 情報提供	ふるさとハローワーク等と連携し、就労や再就職に関する情報を提供します。	産業振興課
90	【女性活躍】 再チャレンジ支援講座 の実施	就労を支援する講座等を実施します。	男女共同参画 センター 産業振興課

課題2 互いに担い合う家庭・地域生活

固定的な性別役割分担意識により、就労の有無に関わらず、家事・育児・介護・地域活動における役割の多くを女性が担っています。一方、男性においては生活における仕事の比重は依然として高く、長時間労働や職場優先の働き方等のため家庭や地域との関わりは薄くなっています。

そこで、一人ひとりが自分自身の生き方を選択し、男女が共に仕事や家庭生活が両立できるように、固定的な役割分担意識の見直し、男女共同参画の視点による子育て支援、介護支援の充実などを促進します。

施策の方向① 固定的な性別役割分担意識の見直しの促進

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
91	【女性活躍】 固定的役割分担意識を 見直す講座等の実施	家庭内の男女共同参画を推進するための講座を実施します。	男女共同参画 センター 公民館
92	男女が参加できる「ママ・パパになるための学級」の開催	平日働いている就労者や、妊婦のパートナーが参加しやすいよう日程に配慮し、これから親になる男女が学習する「ママ・パパになるための学級」を開催します。	健康支援課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
91	固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	年1回以上	男女共同参画 センター
	固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	各公民館で年1回以上	公民館

重点施策

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った子育て支援の充実

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
93	男女が参加できる地域開放の充実	保育所所庭開放や幼稚園の子育てふれあい広場について、実施内容の充実を図ります。	こども保育課
94	多様な働き方を支援するための保育の拡充	保育所・こども園における時間外保育、産休明け保育、一時保育、預かり保育の実施内容等の拡充を図ります。	こども保育課
95	病児・病後児保育の周知	市内の病児・病後児保育の周知を図ります。	子育て支援課
96	ファミリー・サポート・センター事業等の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図ります。	子育て支援課
97	乳幼児に配慮した公共施設の整備	来庁者の利便性を考え、公共施設内にベビーベット、授乳室等の設置をします。	契約検査課
98	子どもの医療費助成の充実	安心して子育てができる環境づくりとして、子どもの医療費助成の充実に努めます。	子育て支援課
99	保育所についての情報提供の充実	男女が働きやすい環境づくりのため、保育所の入所に関する情報提供に努めます。	こども保育課
100	子育て支援拠点での男性の参加促進	子育て支援拠点施設の土、日の開所等により平日利用できない家庭も利用しやすい施設づくりを行います。	子育て支援課 こども保育課
101	地域で支える子育ての機運の充実	地域ぐるみの子育て支援体制を推進するため、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
102	放課後児童会の充実	放課後児童会の施設整備を図り、充実した運営の提供に努め、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。	児童育成課
103	放課後児童会支援員への男女共同参画に関する研修の実施	支援員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。	児童育成課
104	男女共同参画の視点を含めた啓発紙・パンフレット等の発行	パンフレット・チラシ等の作成に際し、男女共同参画の視点を含めた紙面づくりを行います。	子育て支援課
105	子育て支援相談の充実	こどもセンター、つどいの広場の周知を図るとともに、子育てに関する情報の提供を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	子育て支援課
106	育児に関する相談及び情報の提供	育児についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	健康支援課
107	ひとり親家庭の生活自立への支援	ひとり親家庭に対しての相談窓口体制の充実を図るため、就労支援を含め、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
93	保育所所庭開放利用者数	施設毎 10%増	こども保育課
	子育てふれあい広場利用者数	施設毎 10%増	こども保育課
96	ファミリー・サポート・センター登録会員数	前年度実績の 10%増	子育て支援課

施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った介護支援の充実

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
108	保健福祉サービスの充実、介護予防の推進	介護予防に関する事業や市民同士の支えあい活動等についての情報を、高齢者にも十分に提供し、これらの活動に男女が互いの特性を生かしあって参加できるよう支援します。	高齢者支援課
109	介護保険制度の内容理解に向けた啓発	介護を社会全体で支えるために創設された「介護保険制度」について、性別にかかわらず、家族の負担軽減につながるよう、制度の啓発に努めます。	介護保険課
110	介護者の支援体制の充実	市内5か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	高齢者支援課

基本目標Ⅳ

生涯にわたる心身の健康維持

課題1 性差に配慮した健康への推進

誰もが自らの健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするためには、性差に配慮した施策を展開し、的確な医療・保健体制を構築することが必要です。

そのため、意識の浸透や自己健康管理のための健康教育、相談体制の確立と共に、あらゆる年代に応じた啓発活動や健康維持ができるよう対策を進めます。

施策の方向① 健康に関するあらゆる分野の情報提供

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
111	年代や個々に応じた健康教育、健康相談の充実	年代や性別に応じた健康教育の実施や個々に応じたきめ細やかな相談に努めます。	健康支援課
112	健診（検診）に関する情報提供及び受けやすい体制の整備	妊婦・乳幼児健診、成人の健康診査（がん検診等）の事業の充実、整備、情報の周知に努めます。	健康支援課
113	性感染症・エイズ予防と喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	母子保健事業では、対象に合わせた啓発活動を行います。学校では、教職員の研修、授業の研究を実施し、生徒に適切な指導を行います。	健康支援課 学校教育課

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
113	養護教諭、保健主事の研修	年1回以上	学校教育課

施策の方向② 性差に配慮した医療・保健の促進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
114	性差にかかわる健康教育	性差をテーマとする健康教育を行います。	健康支援課
115	性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療、男性・女性外来に関する情報の収集・提供を行います。	健康支援課

施策の方向③ 安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
116	妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実	母子健康手帳交付、所内相談、家庭訪問等において、プライバシーに配慮しながら、安心して	健康支援課

		妊娠・出産等に関する相談ができる相談体制を整備します。	
--	--	-----------------------------	--

課題2 高齢者・障がい者の男女共同参画の推進

高齢者や障がいのある人が生き生きと生活をしていくためには、高齢者・障がい者の男女共同参画の推進が望めます。そのため、男女共同参画の視点に立った高齢者への学習機会や男女ともに参画できるスポーツ・レクリエーション活動等の提供、及び障がいのある人への社会参画、コミュニケーションや就労等に関する支援を推進します。

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活の充実

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
117	男女共同参画の視点に立った学習機会・情報の提供	千葉県生涯大学の案内を行い、学習意欲のある高齢者の学習機会の場、情報を広く提供します。	高齢者支援課
	男女共同参画の視点に立った学習機会・情報の提供	高齢者対象の学習機会、千葉県生涯大学の案内等の情報を広く提供します。また、公民館活動において、高齢者を対象とした男女共同参画の視点に立った講座を実施します。	公民館
118	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動における男女共同参画の促進	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動において、男女がともに参画できる環境づくりへの支援を行います。	高齢者支援課
119	老人クラブ等の活動における男女共同参画の促進	老人クラブ等の高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	高齢者支援課

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った障がい者福祉の充実

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
120	障がいのある人の社会参加と就労支援の充実	男女を問わず当事者活動等の社会参加の促進や就労希望者に対する支援体制を充実します。	障がい福祉課
121	障がいのある人への相談、情報提供の充実	地域共生協議会の活動や障がい者の相談支援体制の充実を図ります。また視覚障がい者及び聴覚障がい者への情報提供等に取り組みます。	障がい福祉課
122	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の充実	男女問わず参加できる障がい者スポーツ大会の実施、レクリエーション活動の充実に取り組みます。	障がい福祉課

基本目標Ⅴ

協働による効果的な施策の推進

課題1 市民と行政による連携の強化

計画の推進は、行政のみで実現するものではありません。市民一人ひとりをはじめ、市内事業所・団体の、本計画に対する理解と積極的な参加によって成り立つものです。計画を効果的に進めるために、市民と行政との情報交換の推進や市民との協働事業を充実させる必要があります。

そのため、男女共同参画のまちづくりに意欲のある団体の活動の充実やネットワークづくりを進めるとともに、市民の多様なニーズに応じた各種情報の提供、市民とのイベント等の実施及び男女共同参画社会づくり情報紙「きらきら」を発行していきます。

施策の方向① 市民と行政との情報交換の推進

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
123	男女共同参画推進登録団体連絡会の開催と連携・協働	男女共同参画推進登録団体連絡会を開催し、各団体の活動報告や、研修会をとおり、団体間の連携を図ります。	男女共同参画センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
123	男女共同参画推進登録団体連絡会及び研修会等の開催	年2回	男女共同参画センター

施策の方向② 市民との協働事業の充実

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
124	男女共同参画推進登録団体等との協働によるイベントの実施	男女共同参画推進登録団体をはじめ、情報紙「きらきら」の編集委員などと男女共同参画の啓発、推進を図るため、市民との協働によるイベント、講座等を実施します。また、登録団体主催事業を積極的に支援していきます。	男女共同参画センター
125	市民参画による情報紙の企画・編集	男女共同参画社会づくり情報紙「きらきら」の市民編集委員と協働で、社会情勢の変化や多様なニーズ等を踏まえながら、同情報紙の企画・編集を行います。	男女共同参画センター

課題2 計画推進体制の強化

計画を実現するための課題は幅広くあらゆる分野にわたるため、推進にあたっては市としての取り組みだけでなく、国、県、近隣市町村等との連携を密にし、協力し合いながら問題解決にあたる必要があります。

また、男女共同参画社会に向けた発信拠点である男女共同参画センターは、男女共同参画審議会、男女共同参画施策庁内推進会議、男女共同参画庁内担当者会議等と緊密な連携を図り、個々の取り組みを展開する上で積極的に相談支援、助言等に努めます。また必要に応じ、横断的な視点で、今後の方向性等の検討に関する調整的機能を果たします。

さらに男女共同参画の理念に関心を持ち、活動している男女共同参画推進登録団体や関係諸団体等との連携を深め、多様な意見を取り入れながら幅広い視点に立ち、男女共同参画の取り組みを充実させます。

施策の方向① 習志野市男女共同参画審議会の充実

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
126	【新規】 男女共同参画審議会と 庁内担当課との連携	男女共同参画審議会や同審議会が設置する部会の意見に基づき、庁内担当課等との対話の機会を調整します。	男女共同参画センター

◆管理指標

事業No.	項目	目標数値	担当課
126	男女共同参画審議会が設置する部会と庁内担当課との対話の機会	年1～2回	男女共同参画センター

施策の方向② 男女共同参画センターの機能充実

事業No.	事業名	取り組み内容	担当課
127	【新規】 庁内担当課の取り組み に対する相談支援、助 言	市が実施する様々な取り組みの中に男女共同参画の理念を反映させるため、本計画の取り組みを実践する担当課への情報提供に努め、積極的に相談支援及び助言等を行います。	男女共同参画センター

施策の方向③ 庁内推進体制の連携強化

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
128	【新規】 男女共同参画施策庁内 推進会議の充実	男女共同参画審議会等との対話の機会を有効に活用しながら、柔軟に且つ迅速な視点にたち、庁内における男女共同参画の取り組みを推進します。	男女共同参画 センター
129	庁内プロジェクト等の 強化	男女共同参画施策庁内担当者会議をはじめ、市民、関係機関等との連携を図り、多様な意見を交えながら、取り組みの充実、強化を図ります。	男女共同参画 センター

施策の方向④ 国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
130	国・他の地方公共団体・公共的団体との連携・協力体制の充実	国・他の地方公共団体・公共的団体との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	男女共同参画 センター

女性活躍推進法に基づく事業一覧

女性活躍推進法に基づく事業は、以下の18事業です。

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
2	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の防止等、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現に向けた周知、啓発を推進します。	男女共同参画センター
	働く場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	誰もが働きやすい雇用環境を確保するため、市内事業所に対し、雇用の場等で起きる性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）や、妊娠・出産等に関する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）並びに子どもを持つ労働者への育児休業等の抑制等、仕事と家庭の両立を阻害するハラスメントの防止対策の周知に努めます。	産業振興課
	働く場におけるハラスメント等の防止に向けた啓発の推進	市職員や教育関係者に対し、性的な事柄に関する嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）や、妊娠・出産等に関する嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）並びに子どもを持つ労働者への育児休業等の抑制等、仕事と家庭の両立を阻害するハラスメントの防止に向けた研修や、被害者の支援等を実施します。	学校教育課 人事課
59	審議会等への女性委員の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	男女共同参画センター 総務課
63	市役所女性職員の活躍推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性が働く職域の拡大を図るとともに、指導的立場につく女性の育成・支援を行います。	人事課
64	能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力のさらなる向上に努めます。	人事課
65	男女共同参画や女性活躍推進に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度や女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定・登録に向けた支援を行います。	男女共同参画センター
	若者の採用・育成に関する認定制度の周知・認定に向けた支援	市内事業所や市民等に対し、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度「ユースエール」や、若者応援宣言企業等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	産業振興課

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
65	仕事と介護の両立支援に関する周知・登録制度の周知	市内事業所や市民等に対し、仕事と介護の両立支援「トモニン」等の周知を行います。また商工会議所と連携し、登録に向けた支援を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課
	仕事と子育ての両立に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん、プラチナくるみん）や、習志野市子育て支援先端企業認証制度の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	こども政策課
66	女性活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等に向けて、積極的に取り組む事業所の受注機会を増大する公共調達のしくみを導入します。	契約検査課
67	認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信	優れた事業を表彰する諸制度や、これらに認定（表彰）された事業所やその取り組みを、好事例として市民、事業所、学生等に向けて幅広く情報発信します。またこのような取り組みを進める事業所を増やします。	男女共同参画センター
75	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（市民）	関係部署と連携し、働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む市民を増やします。	男女共同参画センター
76	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（事業所）	働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所が増えるよう、関係部署と連携し、必要な働きかけを行っていきます。	産業振興課
77	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（市職員）	職員の時間外勤務の削減や、男性の育児休暇等の取得推進を図るとともに、柔軟な働き方に向けた検討を進めます。	人事課
78	意欲的に働く人たちのネットワーク形成	関係部署と連携し、働き方を見直し、市内でいきいきと働く人のネットワークづくりを進め、魅力的に働く多様な人材の発掘を図ります。	男女共同参画センター
79	キャリア教育の推進	男女ともに個性と能力に応じ、キャリア発達することによって社会的責任を果たし、自らの可能性を高めていく能力を育みます。	指導課 習志野高等学校 (学校教育課)
82	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度をチェックする自主点検表の作成	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度や、改善を要する点等をチェックし、働きやすい環境に向けて取り組みの見直しを行える「自主点検表」を市民や関係者と協働で作成し、市内事業所に周知します。	男女共同参画センター
86	農業従事者等における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本としている農業従事者等において、男女が対等に経営に参画しやすい環境づくりを進めます。	産業振興課

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
88	創業・開業に対する支援	市内で、創業・開業しようとする市民に対する資金融資等に関する情報提供を行います。 また、商工会議所と連携する中で、創業・起業に関する相談業務の実施や講演会、創業塾等を開催し、創業・起業を支援します。	産業振興課
89	就労や再就職に関する情報提供	ふるさとハローワーク等と連携し、就労や再就職に関する情報を提供します。	産業振興課
90	再チャレンジ支援講座の実施	就労を支援する講座等を実施します。	男女共同参画センター 産業振興課
91	固定的役割分担意識を見直す講座等の実施	家庭内の男女共同参画を推進するための講座を実施します。	男女共同参画センター 公民館

新規事業一覧

計画の改訂に伴い、新たに位置付けた事業は、以下の13事業です。

※印は、女性活躍推進法に基づく取り組みとして位置付けられた事業であることを示します。

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
3	性的指向や性同一性障がい等により、困難な状況に置かれている人に対する理解促進	性的指向や性同一性障がい等を理由として、困難な状況に置かれている人々に対する正しい理解を促進する啓発活動を行います。	男女共同参画センター
22	就労や再就職に関する情報の提供	「ふるさとハローワーク」等を通し、就労や再就職に関する情報提供を行います。	産業振興課
63	※ 市役所女性職員の活躍推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性が働く職域の拡大を図るとともに、指導的立場につく女性の育成・支援を行います。	人事課
65	※ 男女共同参画や女性活躍推進に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度や女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定・登録に向けた支援を行います。	男女共同参画センター
	※ 若者の採用・育成に関する認定制度の周知・認定に向けた支援	市内事業所や市民等に対し、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度「ユースエール」や、若者応援宣言企業等の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	産業振興課
	※ 仕事と介護の両立支援に関する周知・登録制度の周知	市内事業所や市民等に対し、仕事と介護の両立支援「トモニン」等の周知を行います。また商工会議所と連携し、登録に向けた支援を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課
	※ 仕事と子育ての両立に関する表彰・認定制度の周知	市内事業所や市民等に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん、プラチナくるみん）や、習志野市子育て支援先端企業認証制度の周知を行います。また商工会議所と連携し、認定に向けた支援を行います。	こども政策課
66	※ 女性活躍、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現等に向けて、積極的に取り組む事業所の受注機会を増大する公共調達の新しくみを導入します。	契約検査課

事業 No.	事業名	取り組み内容	担当課
67	* 認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信	優れた事業を表彰する諸制度や、これらに認定（表彰）された事業所やその取り組みを、好事例として市民、事業所、学生等に向けて幅広く情報発信します。またこのような取り組みを進める事業所を増やします。	男女共同参画センター
77	* 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発（市職員）	職員の時間外勤務の削減や、男性の育児休暇等の取得推進を図るとともに、柔軟な働き方に向けた検討を進めます。	人事課
78	* 意欲的に働く人たちのネットワーク形成	関係部署と連携し、働き方を見直し、市内でいきいきと働く人のネットワークづくりを進め、魅力的に働く多様な人材の発掘を図ります。	男女共同参画センター
79	* キャリア教育の推進	男女ともに個性と能力に応じ、キャリア発達することによって社会的責任を果たし、自らの可能性を高めていく能力を育みます。	指導課 習志野高等学校 (学校教育課)
82	* ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度をチェックする自主点検表の作成	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現度や、改善を要する点等をチェックし、働きやすい環境に向けて取り組みの見直しを行える「自主点検表」を市民や関係者と協働で作成し、市内事業所に周知します。	男女共同参画センター
89	* 就労や再就職に関する情報提供	ふるさとハローワーク等と連携し、就労や再就職に関する情報を提供します。	産業振興課
126	男女共同参画審議会と庁内担当課との連携	男女共同参画審議会や同審議会が設置する部会の意見に基づき、庁内担当課等との対話の機会を調整します。	男女共同参画センター
127	庁内担当課の取り組みに対する相談支援、助言	市が実施する様々な取り組みの中に男女共同参画の理念を反映させるため、本計画の取り組みを実践する担当課への情報提供に努め、積極的に相談支援及び助言等を行います。	男女共同参画センター